

3 諸外国の状況

Q22 諸外国における弁護士事務所法人化の状況を教えてください。
ださい。

A すでに多くの国で弁護士事務所の法人化が認められています。法制のあり方については、国によりさまざまですが、英・米・独・仏においては、いずれも、弁護士一人で法人を設立すること、従たる事務所を設置すること、社員の対外的責任につき有限責任形態を選択することなどが認められています（注）。

（注） 別表2 参照。

英・米・独・仏・韓国・オランダ・スイスなどに加え、少なくとも、タイ、オーストラリア、カナダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ブラジル等の諸国において、弁護士事務所の法人化が認められています（1996年12月1日日本弁護士連合会業務対策委員会事務所共同化プロジェクトチーム「Q&A 法律事務所の法人化」6頁参照）。

諸外国の弁護士法人数につき、Q12（注3）参照。

（参考） 諸外国のローファームとの規模の比較

所属弁護士数による上位40位までのランキング（*International Financial Law Review*, Jan., 2000）によると、1位のベーカー&マッケンジー（米国）が2,625名、2位のクリフォードチャンス（英国）が2,600名、40位のオーストラリアの事務所が588名であり、上位40位までに日本の法律事務所は入っていません。

わが国では、最大の法律事務所でも、所属弁護士数は143名です（平成14年1月1日現在）（法務省調べ）。

[別表2] 諸外国の弁護士法人法制との比較

	日 本	米国(一般的な場合)	英 国	独 国	仏 国	韓 国
選択可能な法人形態	弁護士法人	プロフェッショナル・コーポレーション (PC) プロフェッショナル・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (PLLC) ※ 州により異なる 有限責任形態による弁護士業務を認めない州もある	有限責任株式会社 無限責任会社	有限会社	SCP (専門職民事会社), SCM (資産共有民事会社), SELAFA (自由職株式会社), SELARL (自由職有限会社), SELCA (自由職合資会社), EURL (社員1人の有限会社)	法務法人
設立の方式	準則主義	州最高裁の認可州政府への法人登録	ローソサイエティ評議会の認可 有限責任株式会社又は無限責任会社として登記	州司法行政部の認可, ただし, 法規命令で弁護士会に認可権限を移管可能認可に際し弁護士会理事会の意見を聴く	弁護士会への登録 商業・会社登記簿への登記	主たる事務所所在地の弁護士会及び大韓弁護士協会を経由して法務部長官の認可
社員の資格及び人数	社員は弁護士でなければならない 社員1名でも設立可能	社員, 取締役, 従業員は弁護士のみ社員1名でも設立可能	ソリシター, 認可外国人弁護士, 認可弁護士会社のみが社員 社員1名でも設立可能	社員は, 弁護士のほか, 弁護士, 税理士, 公認会計士等及び外国のこれらの資格を有する者もなれるが, 持分・議決権の過半数は弁護士が保有しなければならない 社員1名でも設立可能	SCPの社員は弁護士のみ(2名以上) SELの社員は弁護士でなくても良いが, 持分の過半数はその弁護士会社で活動する弁護士が保有しなければならない 最低社員数は, SELAFA 3名以上, SELARL 2名以上, SELCAは無限責任社員1名以上及び有限責任社員3名以上, EURLは1名以上	社員は5名以上の弁護士でなければならない(うち2名は経験10年以上の弁護士であることが必要)

	日 本	米国(一般的な場合)	英 国	独 国	仏 国	韓 国
業務遂行の在り方	原則として全社員が業務執行権限及び代表権限を有する 特定の事件について、業務を担当する社員が指定されたときは、当該事件につき、指定社員のみが業務執行権限及び代表権限を有する	社員の数にかかわらず、1名以上の取締役が必要 法律業務遂行の結果は法人に帰属、実際の法律業務は弁護士が行う	ソリシター、認可外国人弁護士でない者を取締役とすることはできない 取締役の最低1名はソリシターでなければならない	取締役は業務執行権・代表権を有し、過半数は弁護士でなければならない 法律業務の受認主体は会社であるが、刑事事件の弁護人は自然人たる弁護士である	SCPは全社員が業務執行権限を有し、SELは社員の選任に係る取締役が業務執行(いずれも弁護士でなければならない)	業務を担当する弁護士を指定しなければならない(社員でない者を指定する場合には社員と共同で指定しなければならない) 指定弁護士は、指定された業務につき法人を代表する
社員の対外的責任	原則として全社員が無限連帯責任を負う ただし、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった法人の債務については、指定社員のみが無限連帯責任を負う	法人の債務について個人的に責任を負わないが、自ら関与した受任業務上の債務については、無限責任を負う	無限責任会社の社員は、無限連帯責任 有限責任株式会社の社員は有限責任であり、基本的に個人として責任を負わないが、法律業務に関与した社員等は、無限責任を負う いずれの会社も損害賠償責任保険に加入する必要あり	有限責任であるが、取締役である社員が個人責任を負担することはあり得る 職業責任保険に加入することが義務付け	SCPは持分に応じた無限分割責任 SELはSELCAの無限責任社員を除き、有限責任	全社員が無限連帯責任を負う
複数事務所設置の可否	可能であるが、原則として社員であり、かつその地域の弁護士会の会員である弁護士の常駐が必要	可能であるが、従たる事務所を設置する州の法規制に従う必要あり	規制なく設置可能であるが、各事務所に弁護士(社員である必要はない)の常駐が必要	可能であるが、各事務所に取締役弁護士(社員である必要はない)の常駐が必要	可能であるが、別の弁護士会の地域内に設置する場合には、その地域の弁護士会の許可が必要 さらに、社員又は使用人である弁護士の最低1名がその地の弁護士会に入会しなければならない	可能である ただし、弁護士会及び大韓弁護士協会を経由して法務部長官に申告する必要がある
監督の在り方	自然人たる弁護士と同様、弁護士会及び日弁連による指導監督に服する	州最高裁が弁護士会の協力を得て監督を行うが、懲戒の対象は法人ではなく、所属する個々の弁護士 法人に対する監督としては、年次報告を提出しない場合など州政府等による登録取消処分等がなされ得る	ローソサイエティ評議会は、過誤又は不正な手続によって設立された法人の認可を取消しできる 会社に対する監督の特有の手続はない	州司法行政部による認可取消し ただし、監督権限を弁護士会に移管できる	弁護士会による懲戒 会社の懲戒事由は社員の懲戒事由と独立のものとされており、懲戒対象は基本的に自然人	法務部長官による認可取消し(最低社員数を欠くに至り補充されないこと、業務の執行関し、法令に違反した場合)

Q23 諸外国の弁護士事務所はパートナーシップによるものが多いそうですが、パートナーシップと法人の違いは何ですか。

A 諸外国におけるパートナーシップは、わが国の組合契約に類似するもので、その名において財産を保有し、訴訟の当事者となり得るなど、法人とほぼ同様に権利義務の主体となることが認められています（注1）。

法人との主要な違いは、①全パートナーが原則として無限連帯責任を負うこと（注2）、②課税の面で、パートナーシップ自体は納税義務主体とされず、各パートナーに対し、その持分に応じて課税されること（いわゆるパス・スルー）（注3）、③基本的な意思決定につき、原則としてパートナーの全員一致が要求されること、④持分の譲渡が許されないことなどです。

現状では、弁護士数千名を擁する国際的な巨大弁護士事務所においても、パートナーシップ形態によるものが少なくありませんが、これは、①パートナー全員が無限連帯責任を負うパートナーシップの形式が伝統的であり、専門職種としての誇りの現れであるとも考えられてきたこと、②パートナーシップにおいては意思決定に全員一致が要求されるため、法人等への組織変更が容易でないこと、③全パートナーが無限連帯責任を負う形態であれば、有限責任形態での弁護士業務が認められていない国や地域においても業務を遂行し得ること、④パートナーシップ形式を採る場合でも、弁護過誤による民事上の責任が損害賠償責任保険によってカバーされていること、⑤巨大ローファームにおいては、看板、事務用箋、名刺、パンフレット類等の変更など組織変更に要するコストも相当な額に上ることなどによるものと考えられます。

(注1) 米国の制度につき、別表3参照。

(注2) いわゆるジェネラル・パートナーシップ (GP)。ただし、有限責任パートナーと無限責任パートナーの両方で構成されるリミテッド・パートナーシップ (LP)、全パートナーの責任が有限化されているリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP) などもあります。

(注3) パートナーシップ段階で課税所得が算定され、当該所得につき、現実にパートナーに配分されなくても、各パートナーの持分に応じて計算上配分された所得に基づき、各パートナーに対し所得税として課税されます。

ただし、米国においては、いわゆる「サブチャプターS法人（社員が35名以内で、同一州内に居住することなどの要件を満たす場合に選択可能）」やリミテッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC) のように、法人であっても、パートナーシップと同様の課税方式によるものも存在します。

〔別表3〕 米国において弁護士が利用可能な事業形態（パートナーシップと法人の対比）

	パートナーシップ			法人	
	GP (ジェネラル・パートナーシップ)	LP (リミテッド・パートナーシップ)	LLP (リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)	PC (プロフェッショナル・コーポレーション)	PLLC (プロフェッショナル・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)
法主体性（財産保有等の関係）	パートナーシップ名義での財産保有も可能。パートナーシップの名において訴え又は訴えられることもできる（ほぼ法人と同様）。			法人に全面的に法主体性あり。	
業務執行	原則として、全ジェネラル・パートナーが代表権を有する。	原則としてジェネラル・パートナー全員が代表権を有する。リミテッド・パートナーは基本的事項の意思決定に参加できるのみ。	原則として全パートナーが代表権を有する。	1名以上の役員（取締役）が必要。	原則として全社員が代表権を有するが、定款で役員（取締役）を定めれば、その者のみが代表権を有する。
最低構成員数	2名	2名（GPとLP各1名）	2名	1名	1名
構成員（社員）の対外的責任	無限連帯責任	GPは無限連帯責任 LPは有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
持分の譲渡 社員の死亡等	持分の譲渡はできない。パートナーの死亡は原則として解散原因となる。			資格者にのみ持分を譲渡できる（定款で他の社員の承諾を条件にできる）。社員の死亡は解散原因にならない。	持分の譲渡はできない。
課税関係	米国内国歳入法上、パートナーシップ自体は納税主体にならないが、パートナーシップの段階で課税所得が算定され（現実に配分されなくても、各パートナーに持分に応じて配分され）、そこで配分された所得又は損失が、各パートナーにパス・スルーされる。			法人所得税の対象となり、原則として、社員の個人所得税との二重課税になる。ただし、サブチャプターS法人（※）を選択できる。	サブチャプターS法人と同様にパス・スルーされる。
その他のメリット・デメリット	設立手続が簡便、費用も安い、法人に比して、財務状況の開示や州政府への変更事項届出等の負担が軽い。			設立の手間・費用、財務状況の開示、州政府への変更事項届出等の負担がある。	
参考事項	弁護士によるLLPやPLLCはすべての州で許されているわけではない。国際的な巨大ローファームは、ジェネラル・パートナーシップが多い。その理由は、どこの国でもこの形態なら基本的に認められること、社員の責任については、保険で相当程度カバーでき、全パートナーが無限連帯責任を負うことが一流事務所としての誇りの表れであること、PCやPLLCは中小企業的イメージがあることなどによるものとされている。				

※社員が35名以内で同一州内に居住する者であることなどの要件がある。サブチャプターS法人を選択すればキャピタル・ゲインを除き社員にパス・スルーされる。

Q24 弁護士法人制度は、米国ではどのような実情にありますか。

A 米国における弁護士法人制度は、各州の法律により規定されています。米国においても、約25年前までは、弁護士事務所は主としてパートナーシップまたは個人経営の形態でしたが、その後多くの州で専門職法人 (professional corporations) の設立を認める法律が制定されました。

専門職法人による弁護士法人の設立は比較的少なかったのですが、近年の傾向として、①弁護士事務所の大型化が進み、パートナー等が他州や外国に派遣されることも珍しくなくなり、他のパートナー等がまったく自己の関与しない業務についても責任を負わされかねないことへの不安が高まったこと、②依頼者による弁護士に対する過誤訴訟が増加してきたこと、③税制面での優遇措置が求められるようになったことなどから、パートナーシップまたは法人のいずれの形態にせよ、有限責任の形態による弁護士事務所の設立が望まれるようになり、実際に多くの州で法改正がなされるに至っています (注)。

(注) 1990年ころから、有限責任パートナーシップ (limited liability partnership) および有限責任法人 (limited liability corporation) という2つの新しい形態による設立が認められるようになり、現在、20州において有限責任パートナーシップの設立が、47州において有限責任法人の設立が認められています。大手弁護士事務所や大手会計士事務所は、有限責任パートナーシップに変更する傾向にあり、S&Lの不良債権問題を経験したテキサス州では、有限責任パートナーシップの設立を可能とする法律が制定された後、2年以内に569の弁護士事務所が有限責任パートナーシップに変更したと報じられています (Ward Bower and James D. Cotterman, *Practicing Safe Law: Should Your Firm Be An LLP Or LLC?* (Altman Weil, Inc., 1995))。

Q&A 弁護士法人法

平成14年3月23日 初版第1刷発行

〈検印省略〉

著者 黒川 弘 務
坂田 吉 郎
高木 佳 子
発行者 相澤 幸 雄

発行所 社団法人 商事法務研究会
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-27-10
東京建物東八重洲ビル / 振替 00120-1-47151
電話 03 (3552) 4942 [営業] / 03 (3552) 4994 [編集]
大阪事務所 〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-7-12
電話 06 (6231) 3533 東京建物大阪ビル10階

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

©2002 Hiromu Kurokawa, Yoshiro Sakata, Yoshiko Takagi

Commercial Law Centre, Inc.

ISBN4-7857-0986-3

※定価はカバーに表示してあります。

印刷／中和印刷(株)

Printed in Japan

XI EU (欧州連合)

山 岸 和 彦

一、はじめに

EU (欧州連合) における状況調査のため、ベルギーのブリュッセル市において、2000年3月21日にはEUの執行機関である欧州委員会 (the European Commission) を訪ね、担当部局であるInternal Market-Regulated Professions Unitの責任者と面談し、翌3月22日にはCCBE (ヨーロッパ弁護士会) の会長及び事務総長と面談した。

EUでは、域内において加盟国間の国境を越えて弁護士業務を行うことができるよう、立法的手当をしてきており、最近のものでは1998年2月16日付他の加盟国における弁護士開業に関する指令によってその目的を達成しつつある。MDPについてはEUとしては、これを承認するのでも禁止するのでもなく、ニュートラルな態度をとり、MDPの採否については加盟国に委ねている。

CCBEは、弁護士の職務上の独立性、利益相反の防止、依頼者の秘密保持を尊重する観点から、MDPについて明確な反対の立場をとっている。

MDPに関する欧州諸国の対応としては、多くの国においてMDPを容認していない。MDPを正式に容認しているのはドイツとイタリアにとどまる。もっともMDPを容認していない国においても事実上 (de facto) のMDPが出現するに至っている。

二、EUにおける弁護士業に関する立法の動向

EUは現在15の加盟国 (ベルギー、ドイツ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス) で構成されている。EUの中で中心をしめるEC (欧州共同体) はその任務と責任の範囲内においては加盟国の上位に位置し、EC法は加盟国法に優越する効力を認められている。ECでは、域内を共通市場とするため、4つの自由移動 (人の移動、物の移動、サービスの移動、資本の移動) を保障し、これらの自由を妨げる加盟国における障壁の撤廃を目指している。

EC法の基本規定であるEC条約上、開業の自由 (Freedom of Establishment) に関する条項 (第43条 (旧52条) 以下) やサービス提供の自由 (Freedom to Provide Services) に関する条項 (第49条 (旧59条) 以下) がおかれており、これらの自由に対する加盟国での制限、障壁の撤廃が求められることになる。弁護士の業務もプロフェッションとしての伝統を持ちつつ、事業ないしサービスとしての性格を持っていることは否定できないのであり、上記の規定の下で、弁護士の他の加盟国における開業の自由、弁護士の他の加盟国におけるサービス提供の自由が求められることになる。

こういった観点から、ECでは指令 (Directive) (加盟国に対して向けられるものであり、指令の内容を各加盟国で国内法化するよう命ずるもの) という形で、立法を行ってきた。すなわち1977年3月22日付弁護士によるサービス提供の自由に関する指令 (Council Directive of 22 March 1977 to facilitate the effective exercise by lawyers of freedom to provide services)、1988年12月21日付高等教育学位の承認に関する指令 (Council Directive of 21 December 1988 on a general system for the recognition of higher-education diploma awarded on completion of professional education and training of at least 3 years' duration)、及び1998年2月16日付他の加盟国における弁護士開業に関する指令 (Directive 98/5/EC of the European Parliament and of the Council of 16 February 1998 to facilitate practice of the Profession of Lawyer on a permanent basis in a Member State other than in which the qualification was obtained) がそれである。

これらの指令の内容は大要、以下のとおりである。

1977年3月22日付弁護士によるサービス提供の自由に関する指令

これはEC条約が規定するサービス提供の自由に関する指令であり、あるEU加盟国の弁護士が、他の加盟国において事務所設立を伴わないテンポラリーなリーガルサービスを効果的に提供できるようにするためのものである。

- ① 受入国 (ホスト国) である加盟国は、他の加盟国の弁護士を「弁護士 (Lawyer)」として承認しなければならず (第2条)、
- ② しかしその弁護士は原資格国 (ホーム国) における弁護士の呼称を用いなければならない (第3条)。したがってイギリスのソリシターがフランスへ出張してリーガルサービスを提供する場合、ソリシターとは名乗っても、アボカトとは名乗れない。
- ③ 他の加盟国の弁護士も、原則としてホスト国の弁護士と同じルールの下で依頼者の代理人として活動できる (第4条)。
- ④ この指令は、1979年3月24日までに、各加盟国において国内法化されなければならない (第8条)。

1988年12月21日付高等教育学位の承認に関する指令

これは専門職 (弁護士、会計士等その他のプロフェッション) として必要な教育を完了したかどうかの判定について、他の加盟国で取得した学位 (ディプロマ) の承認について定めたものである。したがってホーム国でその専門職としての必要な教育を修了した者は、ホスト国で同様の専門職に就こうとする場合、ホスト国であらためて専門職に必要な教育を受ける必要はない。

- ① ホスト国は他の加盟国で教育を受けた者に対し、自国での教育を受けていないことを理由として、その専門職を行うことを拒否してはならない (第3条)。

② しかしホーム国とホスト国の間で専門職の活動の要素に異なる点があり、その違いが特定の教育やトレーニングに由来するものであるときは、適応期間 (adaptation period) を設けたり、適性試験 (aptitude test) を課したりすることができる (第4条)。

③ この指令は、1991年1月4日までに、各加盟国において国内法化されなければならない (第12条)。

この高等教育学位の承認に関する指令 (ディプロマ指令) は、弁護士を含むあらゆるプロフェッションに適用される。ホスト国における受入の条件として適応期間 (adaptation period) や適性試験 (aptitude test) が要求される場合があるが、その内容は加盟国ごとに異なり、十分とは言えなかった。そこで何年かにわたる議論を経て、1998年、以下の他の加盟国における弁護士開業に関する指令が採択された。

他の加盟国における弁護士開業に関する指令

これはEC条約が規定する開業の自由に関する指令であり、ある加盟国で資格を得た弁護士が、他の加盟国 (ホスト国) で事務所を設立し、ホスト国を拠点としてリーガルサービスを提供できるようにするためのものである。

① ある加盟国 (ホーム国) で資格を得た弁護士は、他の加盟国 (ホスト国) に事務所を設立し、そこを拠点にしてホーム国における弁護士の呼称を用いて、第5条に規定する法律業務を行うことができる (第2条)。

② その場合、弁護士はホスト国で弁護士登録しなければならない。弁護士はホスト国での登録にあたり、自分がホーム国で弁護士登録されていることを示さなければならない (第3条)。

③ ホーム国での資格をもってホスト国で業務を行う弁護士は、ホーム国での弁護士の呼称を用いることとし、ホスト国の弁護士資格との混同を避けるようにしなければならない (第4条)。

④ ホーム国での資格でホスト国で業務を行う弁護士はホスト国の弁護士と同様の専門活動を行い、ホーム国法、EU法、国際法、ホスト国法に関する法的アドバイスを行うことができる。但し一定の場合には遺産管理権取得証書や土地に関する権利の設定・移転証書の作成は認められないとされる。法廷活動について、ホスト国がこれを自国の弁護士だけに認めている場合、ホスト国はホーム国の資格で活動する弁護士に対し、ホスト国の弁護士と協同して法廷活動をするよう求めることができる。(第5条)

⑤ ホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士は、ホーム国の職務規範だけでなくホスト国の職務規範にも従わなければならない。ホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士には、ホスト国の弁護士会において適切な代議権が与えられなければならない。これには少なくともホスト国の弁護士会の執行部の選挙におけ

る投票権が含まれる（第6条）。

- ⑥ ホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士は、ホーム国の懲戒手続に服するだけでなく、ホスト国における懲戒手続にも服する。ホーム国とホスト国との間で、懲戒に関する情報交換を行う。ホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士が、ホーム国で懲戒処分を受け、一時的または永続的に業務を行ってはならないとされたときは、自動的にホスト国においても一時的または永続的に業務ができないこととなる（第7条）。
- ⑦ ホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士は、ホスト国の弁護士、法律事務所、公的機関、企業等に雇用されることができる（第8条）。
- ⑧ ホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士が、ホスト国の法（EU法を含む）について3年以上、実際的にかつ継続して業務を行ったときは、ホスト国に申請の上、ホスト国の弁護士の資格を得、呼称を名乗ることができる。なおホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士は、1988年12月21日付高等教育学位の承認に関する指令に基づいて、ホスト国の弁護士の資格を得、呼称の使用を求めすることもできる。ホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士がホスト国の弁護士の資格を得たとき、ホーム国及びホスト国両方の資格を用いることができる（第10条）。
- ⑨ ホーム国におけるグループ組織（例えばパートナーシップなど）の構成員である弁護士が、ホーム国の資格でホスト国で業務を行う場合、ホスト国におけるそのグループ組織の支店で業務を行うことができる。ホスト国は、同一のグループ組織から来た複数の弁護士、または同一のホーム国の弁護士でホーム国の資格でホスト国で業務を行う複数の弁護士に共同経営（joint practice）を許さなければならない。別々のホーム国の資格を持った弁護士間、またホーム国の資格を持った弁護士とホスト国の弁護士間の共同経営も可能である。ホスト国において、グループ組織の中に弁護士以外の者がいる場合に弁護士がそのグループ組織において業務を行うことが認められていないときは、ホスト国は、その弁護士がそのグループ組織の構成員として、ホーム国の資格でホスト国で業務を行うことを拒否することができる。弁護士資格を持たない者がグループ組織の全部または一部の資金（capital）を拠出したり、弁護士資格を持たない者の名前がグループ組織につけられていたり、また弁護士資格を持たない者が事実上または正式にそのグループ組織の意思決定の権限を持つときは、そのグループ組織は弁護士以外の者を含むと見なされる。ホーム国における弁護士グループ組織に関する基本的ルールがホスト国のルールと相容れないときは、ホスト国はグループ組織がホスト国内において支店を開設することに反対できる（第11条）。
- ⑩ ホーム国の資格でホスト国で業務を行う弁護士は、ホーム国で自己が所属する

グループ組織の名称を用いることができる。ホスト国は、そのグループ組織の名称に、ホーム国におけるそのグループ組織の法形態、及び／またはホスト国で業務を行う弁護士の名前を付記するよう求めることができる（第12条）。

- ⑩ この指令は、2000年3月14日までに、各加盟国において国内法化されなければならない（第16条）。

従来のディプロマ指令により、ホスト国で（必要に応じて適応期間や適性試験を経て）ホスト国の弁護士資格を取得することができたが、この弁護士開業に関する指令によって、別のルートでホスト国の弁護士資格を取得する途が開かれた。すなわちホーム国の資格で、ホスト国においてホスト国法を3年以上継続的にプラクティスしたときは、申請により、ホスト国の弁護士資格を得、ホスト国の弁護士の呼称を用いることができる。なお2000年3月14日までにこの指令の国内法化を済ませた加盟国は8ヶ国である。

三、MDPに対するEUの姿勢

この弁護士開業に関する指令にはMDPを意識した規定が置かれている。すなわち第11条の「ホスト国において、グループ組織の中に弁護士以外の者がいる場合に弁護士がそのグループ組織において業務を行うことが認められていないときは、ホスト国は、その弁護士がそのグループ組織の構成員として、ホーム国の資格でホスト国で業務を行うことを拒否することができる。」との部分及びそれに続く見なし規定の部分はMDPを意識したものである。これはMDPが存在する、または存在しうることを前提としつつ、ホスト国である加盟国がMDPを認めていないときは、そのMDPのメンバーとして業務を行うことをホスト国が禁止することを認めるものである。

つまりEUとしては、MDPを積極的に承認するのでも、またこれを否定するのでもなく、ニュートラルな態度をとっている。MDPを認めるかどうかは加盟国に委ねられており、EUはその加盟国の対応を尊重することになる。もっともこの指令の制定過程でMDPを認めるか認めないか相当議論があったが、EUのルールとしてこれを決めるのは適当でないとの判断から、EUとしてはMDPに対してニュートラルな立場をとった。

なお最近、オランダの会計事務所がMDPを規制しているオランダ法はEC法に違反しているとしてオランダ政府を被告にオランダの裁判所に訴えを提起し、オランダの裁判所はこの点に関するEC法の解釈に関する先決裁定を欧州司法裁判所に求めた。この先決裁定に関する欧州司法裁判所の判決がでるにはあと1、2年はかかると思われる。欧州委員会の見解では、オランダ政府が勝訴する可能性が高いとされている。何れにしても欧州司法裁判所がMDPとEC法との関係についてどのような見解を示すか注目に値するところである。

弁護士制度に関する 海外調査報告書

—MDPを中心として—

Multidisciplinary Practice (MDP) Report



2001年5月

日本弁護士連合会
Japan Federation of Bar Associations

外国弁護士及び国際法律業務委員会
Foreign Lawyers and International
Legal Practice Committee

EU事情と日・EU関係

EUとは、

経済的な統合を中心に発展してきた欧州共同体(EC)を基礎に、欧州連合条約に従い、経済通貨統合を進めるとともに、共通外交安全保障政策、警察・刑事司法協力等のより幅広い協力をも目指す政治・経済統合体。国家主権の一部の委譲を前提に、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場を形成し、政治的にも「一つの声」で発言している。

[概要]

加盟国： 27か国

総面積： 434万km²,日本の11倍

総人口： 4.9億人,日本の3.8倍

GDP : 14兆5千億ドル、日本の3.3倍

平成20年4月

外務省

EUの深化と拡大

拡大

リスボン条約

09年1月1日発効に向け、批准手続き進展中

ローマ条約

マーストリヒト条約

アムステルダム条約

ニース条約

EC (欧州共同体)

EU (欧州連合)

58

73

81

86

93

95

99

03

04

07

09

独、仏
伊、ベルギー
オランダ
ルクセンブルク(注)

英
アイルランド
デンマーク

ギリシャ

スペイン
ポルトガル

オーストリア
スウェーデン
フィンランド

ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス、スロバキア、リトアニア

統合の深化

第1の柱

- 単一市場
- 関税同盟
- 共通通商政策
- 域内市場統合
- 共通農業政策

● 経済・通貨統合

● 欧州中央銀行による金融政策
● 単一通貨ユーロ(99年導入、02年1月流通)

第2の柱

- 共通外交・安全保障政策(CFSP)
- 欧州安全保障・防衛政策(ESDP)

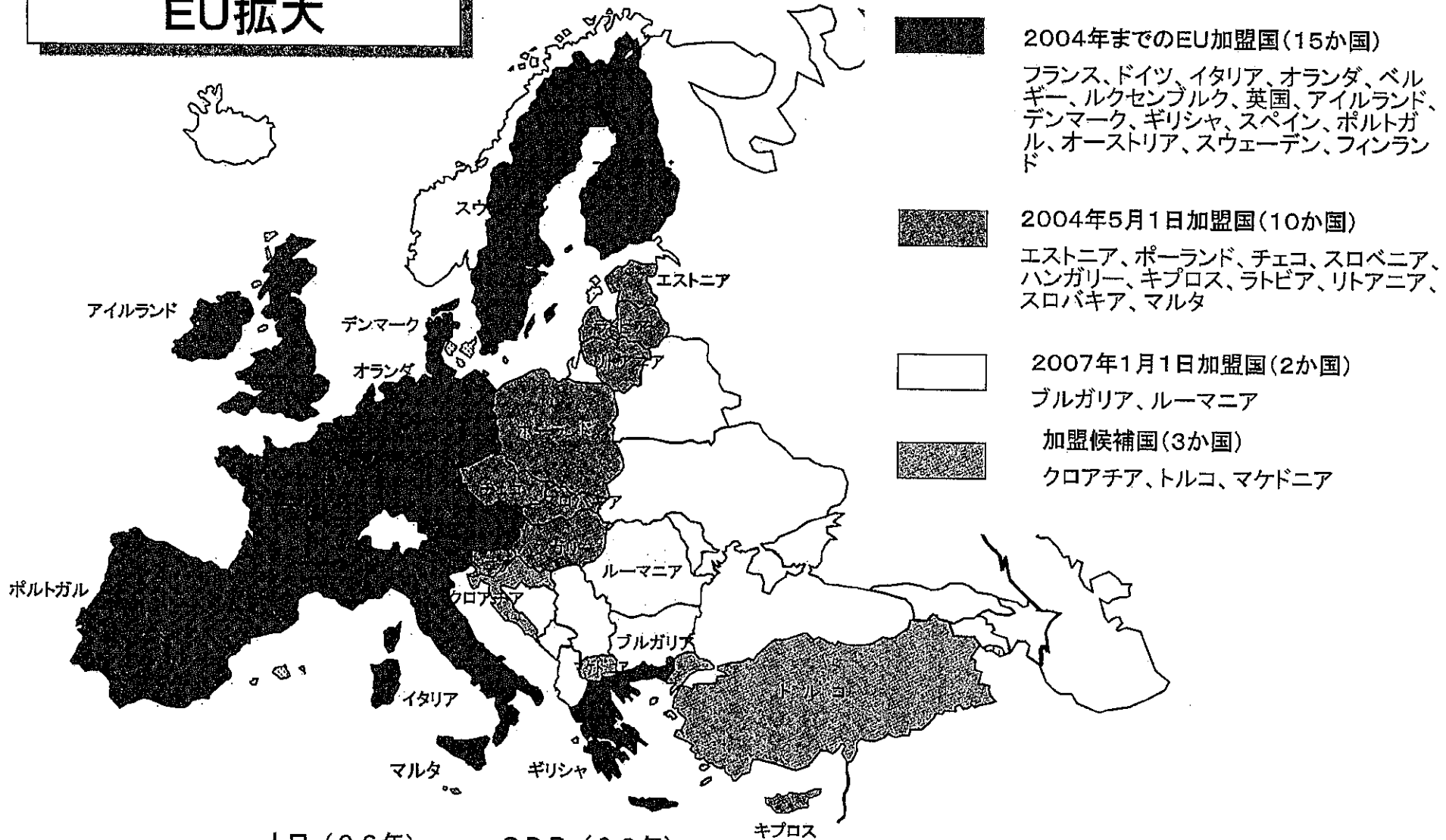
第3の柱

- 警察・刑事司法協力(アムステルダム条約以後)
- 司法・内務協力

柱構造の消滅

(注) 1952年に石炭鉄鋼共同体(ECSC)が(パリ条約)、58年に欧州経済共同体(EEC)及び欧州原子力共同体(ユーラトム)が(ローマ条約)、いずれも六か国を加盟国として設立された。67年にはこれら3つの共同体の機関が統合された。

EU拡大



	人口 (06年)	GDP (06年)
EU 27 各国	4億9033万人	14兆5271億ドル
日本	1億2757万人	4兆5713億ドル
米国	2億9899万人	13兆2446億ドル

出典 GDP: IMF World Economic Outlook Database 人口: 世銀 World Development Indicators

MOST LAWYERS

THE GLOBAL 100

THE AVERAGE HEAD COUNT for a Global 100 firm in this year's report is 959 lawyers, a 5 percent increase over last year. Twenty-six firms reported more than 1,000 lawyers. Six of those have more than 2,000 attorneys. And one, Baker & McKenzie, has more than 3,000 lawyers. Nearly three-quarters of the firms on this list increased in size over the prior year. Three firms are new to the list this year: Duane Morris (561 lawyers), Gide Loyrette Nouel (594), and SJ Berwin (540)

This chart also includes the number of countries in which the firm has offices and the percentage of lawyers outside the firm's home country. Firms are identified as international if 40 percent or more of their lawyers are working outside their home country. Firms identified as national have no more than 45 percent of their lawyers located in one region of their home country. The number of lawyers listed here is the average full-time-equivalent head count. For details, see "About the Charts," page 137

世界の100大法律事務所

Rank	Firm	Web Site	Number Of Lawyers	Countries In Which Firms Have Offices	Lawyers Outside Home Country
①	1 Baker & McKenzie ¹ <i>International (U.S.)</i>	bakernet.com	3,335	38	81%
②	2 Clifford Chance <i>International (U.K.)</i>	cliffordchance.com	2,654	20	61%
③	3 DLA Piper <i>International² International (U.K.)</i>	dlapiper.com	2,219	25	52%
④	4 Linklaters <i>International (U.K.)</i>	linklaters.com	2,197	23	63%
⑤	5 Jones Day <i>National (U.S.)</i>	jonesday.com	2,195	14	27%
⑥	6 Freshfields Bruckhaus Deringer <i>International (U.K.)</i>	freshfields.com	2,009	15	68%
⑦	7 Allen & Overy <i>International (U.K.)</i>	allenoverly.com	1,895	19	56%
⑧	8 White & Case <i>International (U.S.)</i>	whitecase.com	1,826	24	63%
⑨	9 Latham & Watkins <i>National (U.S.)</i>	lw.com	1,810	10	23%
10	Garrigues <i>Madrid</i>	garrigues.com	1,800	8	8%
⑩	11 Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom <i>National (U.S.)</i>	skadden.com	1,775	12	16%
⑪	12 Sidley Austin <i>National (U.S.)</i>	sidley.com	1,584	8	13%
13	Greenberg Traurig <i>National (U.S.)</i>	gtlaw.com	1,567	3	3%
14	Mayer, Brown <i>National (U.S.)</i>	mayerbrown.com	1,407	5	26%
⑫	15 DLA Piper US ² <i>National (U.S.)</i>	dlapiper.com	1,369	1	0%
16	Eversheds <i>National (U.K.)</i>	eversheds.com	1,356	6	4%
⑬	17 Lovells <i>International (U.K.)</i>	lovells.com	1,322	26	61%
18	Fidal <i>National (France)</i>	fidal.fr	1,285	2	<1%
⑭	19 Morgan, Lewis & Bockius <i>National (U.S.)</i>	morganlewis.com	1,205	7	7%
20	Kirkland & Ellis <i>National (U.S.)</i>	kirkland.com	1,159	3	6%
21	Weil, Gotshal & Manges <i>New York</i>	weil.com	1,121	10	23%
⑮	22 O'Melveny & Myers <i>National (U.S.)</i>	omm.com	1,044	5	11%
⑯	23 Holland & Knight <i>National (U.S.)</i>	hklaw.com	1,020	4	1%
24	Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr <i>National (U.S.)</i>	wilmerhale.com	1,019	5	12%
25	McDermott Will & Emery <i>National (U.S.)</i>	mwe.com	1,009	5	11%
⑰	26 Hogan & Hartson <i>National (U.S.)</i>	hhlaw.com	1,004	12	20%
27	Reed Smith <i>Pittsburgh</i>	reedsmith.com	987	4	10%
⑱	28 Paul, Hastings, Janofsky & Walker <i>National (U.S.)</i>	paulhastings.com	981	6	19%
⑲	29 Morrison & Foerster <i>San Francisco</i>	mofa.com	980	6	17%
30	Minter Ellison <i>National (Australia)</i>	minterellison.com	970	6	15%
⑳	31 Foley & Lardner <i>Milwaukee</i>	foley.com	953	3	<1%
㉑	32 Herbert Smith <i>London</i>	herbertsmith.com	931	9	27%
33	Dechert <i>National (U.S.)</i>	dechert.com	923	6	18%
34	Fulbright & Jaworski <i>Houston</i>	fulbright.com	917	6	4%
35	Cuatrecasas <i>Barcelona</i>	cuatrecasas.com	899	9	10%
36	Mallesons Stephen Jaques <i>National (Australia)</i>	mallesons.com	894	3	10%
37	Norton Rose <i>London</i>	nortonrose.com	890	16	38%
38	Akin Gump Strauss Hauer & Feld <i>National (U.S.)</i>	akingump.com	888	6	6%
㉒	39 Shearman & Sterling <i>International (U.S.)</i>	shearman.com	884	12	45%
40	Kirkpatrick & Lockhart Preston Gates Ellis ³ <i>National (U.S.)</i>	klgates.com	874	2	15%
㉓	41 Orrick, Herrington & Sutcliffe <i>National (U.S.)</i>	orrick.com	871	7	26%
㉔	42 Simmons & Simmons <i>International (U.K.)</i>	simmons-simmons.com	863	13	60%
㉕	43 Bingham McCutchen <i>National (U.S.)</i>	bingham.com	862	3	4%
44	Winston & Strawn <i>Chicago</i>	winston.com	847	4	8%
45	Hunton & Williams <i>Richmond</i>	hunton.com	837	6	8%
㉖	46 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton <i>New York</i>	clearygottlieb.com	835	8	40%
47	Freehills <i>National (Australia)</i>	freehills.com.au	829	2	<1%
48	Gibson, Dunn & Crutcher <i>National (U.S.)</i>	gibsondunn.com	825	5	11%
49	Wilson Elser Moskowitz Edelman & Dicker <i>National (U.S.)</i>	wilsonelser.com	824	2	<1%
50	Pinsent Masons <i>National (U.K.)</i>	pinsentmasons.com	814	4	5%

¹Baker & McKenzie's figures are as of June 30, 2007. ²DLA Piper International and DLA Piper US are treated as separate entities. ³Kirkpatrick & Lockhart merged with Preston Gates & Ellis in January 2007 to form Kirkpatrick & Lockhart Preston Gates Ellis. The numbers presented here and throughout the package reflect the premerged entities.

THE GLOBAL 100

MOST LAWYERS

Rank	Firm	Web Site	Number Of Lawyers	Countries In Which Firms Have Offices	Lawyers Outside Home Country
51	Allens Arthur Robinson <i>National (Australia)</i>	allens.com.au	795	6	9%
52	Pillsbury Winthrop Shaw Pittman <i>National (U.S.)</i>	pillsburylaw.com	790	4	3%
53	King & Spalding <i>Atlanta</i>	kslaw.com	786	2	2%
○54	Loyens & Loeff <i>Amsterdam</i>	loyens.com	767	12	18%
55	Bryan Cave <i>St. Louis</i>	bryancave.com	751	4	4%
◎56	Squire, Sanders & Dempsey <i>National (U.S.)</i>	ssd.com	750	14	25%
57	Clayton Utz <i>National (Australia)</i>	claytonutz.com.au	747	1	0%
○58	Ropes & Gray <i>Boston</i>	ropesgray.com	737	1	0%
○59	Simpson Thacher & Bartlett <i>New York</i>	simpsonthacher.com	730	4	11%
60	Seyfarth Shaw <i>National (U.S.)</i>	seyfarth.com	713	2	<1%
61	McGuireWoods <i>Richmond</i>	mcguirewoods.com	711	3	2%
62	Alston & Bird <i>Atlanta</i>	alston.com	709	1	0%
62	Gowling Lafleur Henderson <i>Toronto</i>	gowlings.com	709	2	1%
64	LeBoeuf, Lamb, Greene & MacRae <i>National (U.S.)</i>	llgm.com	706	9	23%
65	Baker Botts <i>Houston</i>	bakerbotts.com	697	6	7%
66	Borden Ladner Gervais <i>National (Canada)</i>	bigcanada.com	691	1	0%
○66	Vinson & Elkins <i>Houston</i>	velaw.com	691	6	6%
68	McCarthy Tétrault <i>National (Canada)</i>	mccarthy.ca	674	2	1%
69	Proskauer Rose <i>New York</i>	proskauer.com	658	2	4%
70	Sonnenschein Nath & Rosenthal <i>Chicago</i>	sonnenschein.com	653	1	0%
71	Denton Wilde Sapte <i>London</i>	dentonwildesapte.com	652	11	34%
72	Blake Dawson Waldron <i>National (Australia)</i>	bdw.com.au	651	3	5%
◎73	Ashurst <i>London</i>	ashurst.com	645	11	38%
74	CMS Cameron McKenna <i>London</i>	law-now.com	634	7	32%
75	Fasken Martineau DuMoulin <i>Toronto</i>	fasken.com	632	4	7%
76	Heller Ehrman <i>San Francisco</i>	hewm.com	628	3	4%
77	Addleshaw Goddard <i>National (U.K.)</i>	addleshawgoddard.com	621	1	0%
77	Goodwin Procter <i>Boston</i>	goodwinprocter.com	621	1	0%
79	Nixon Peabody <i>National (U.S.)</i>	nixonpeabody.com	619	1	0%
○80	Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison <i>New York</i>	paulweiss.com	618	4	6%
81	Katten Muchin Rosenman <i>Chicago</i>	kattenlaw.com	617	1	0%
◎82	Sullivan & Cromwell <i>New York</i>	sullcrom.com	609	7	23%
83	Debevoise & Plimpton <i>New York</i>	debevoise.com	608	6	23%
84	Hammonds <i>National (U.K.)</i>	hammonds.com	603	6	30%
85	Perkins Coie <i>Seattle</i>	perkinscoie.com	600	2	<1%
86	Troutman Sanders <i>Atlanta</i>	troutmansanders.com	599	3	3%
87	Gide Loyrette Nouel <i>International (France)</i>	gide.fr	594	18	46%
88	Baker & Hostetler <i>Cleveland</i>	bakerlaw.com	589	1	0%
89	Cadwalader, Wickersham & Taft <i>New York</i>	cadwalader.com	583	3	11%
90	Wilson Sonsini Goodrich & Rosati <i>Palo Alto</i>	wsgr.com	582	1	0%
91	Beachcroft <i>National (U.K.)</i>	beachcroft.co.uk	581	2	<1%
○92	Davis Polk & Wardwell <i>New York</i>	dpw.com	573	7	12%
93	Dorsey & Whitney <i>Minneapolis</i>	dorsey.com	572	4	8%
94	Arnold & Porter <i>Washington, D.C.</i>	arnoldporter.com	564	3	6%
95	Duane Morris <i>National (U.S.)</i>	duanemorris.com	561	2	2%
96	Howrey <i>National (U.S.)</i>	howrey.com	559	6	13%
97	Covington & Burling <i>Washington, D.C.</i>	cov.com	557	3	9%
98	Fraser Milner Casgrain <i>Toronto</i>	fmc-law.com	553	2	<1%
99	Willkie Farr & Gallagher <i>New York</i>	willkie.com	552	6	18%
100	SJ Berwin <i>London</i>	sjberwin.com	540	6	33%

○は日本に進出している事務所

◎は日本で外国共同事業をしている事務所

世界で10番以内に入るくらいの規模の法律事務所というものが、そのくらい売り上げと利益をあげているものか、読者はご存知だろうか？

最も売り上げの大きな事務所は、年間に2500億円を売り上げている。また、最も利益の大きな事務所は年に1000億円の利益を計上している。(The Lawyer.comによる)

年に1000億円の利益というのは、日本の法律事務所を見慣れた目からは驚くべき数字ではあるまいか。そういう時代に我々はいらるようである。

年間3000人の司法試験の合格者が生まれることについては、この欄でも何回か触れた。先日、500人からの就職浪人が発生しかねないと、弁護士会のエレベーターのなかで或る消息通の弁護士に告げられ、改めて事態の深刻さを思い知らされたような気がしたものである。

事態の深刻さ？

しかし考えてみれば、司法試験を合格した以上弁護士として暮らして行けなければならぬと決まったものでもない、という考え方もあるのではないか。むしろ、試験に合格した人間には必ず一定量以上の報酬が入っ

てくるような仕組みを世の中に造りこんでおかなくてはならぬといえ、ば、「そんな馬鹿な！」というのが一般の国民の反応ではあるまいか。

そもそも、司法試験が最難関の国家試験であるという事実は、なにを意味するのだろうか？

合格したい人が沢山いて、相対的に、合格することの出来る人の数が限られているというところだろう。何の試験でも同じことである。大学受験そのものもはや狭き門ではなくなつたといつても、難関校という言葉は健在である。



に8倍にもなる国の将来とは？

する弁護士も出てくるかも

私が、エレベーターを出てから考えたことは、以上に尽きない。

実は、私は司法試験合格者数の激増の影響が出てくるには、数年という時間がかかるのではないかと考えたのである。

500人も就職浪人が出るといわれるのは、期待されたほど自治体や会社が新人弁護士を採用しないからだといわれている。

これも当然といえば当然のことである。弁護士といえは、人々はなにを期待するか？ 弁護士としての能力を有していることである。弁護士の資格を有しているだけでは不足なのである。

何年かかれば、新人弁護士は能力を有した弁護士になるか？

仕事の中身にもよるだろうが、最低限3年だろう。5年という人もいるかもしれない。分野によつては10年近くかかることもあるかもしれない。

就職浪人した人々も、3年経てば3年の経験を有する弁護士になる。経験の中身は外側からは分りにくいものだ。

どうなるか？

こうした何年かの経験をもつた弁護士さんたちが、いろいろな分野に就職するのだろうかと思う。経験を有して初めて「弁護

士」としての求人対象になるからである。

それまでは、誰が面倒をみるのか？

弁護士事務所である。そうでなければ裁判所か検察庁になる。しかし、これら役所の定員はご存知の通り大した変わりはない。

では、弁護士事務所はどうするのか？ これまでよりも沢山の人数を採用した事務所はどうするのか？

経済の原則からいえば初任給が下がるはずである。需要が同じで供給が増えれば、価格が下がるというのが経済の原則である。

現にそうした現象は生まれ始めていると、やはり消息通に聞く。東京のイソ弁の初任給は年に600万円だったのが400万円になったというのだ。ちなみに、イソ弁というのは「いそろう弁護士」の略称で、雇われている弁護士のことである。

通常は、一定額の給料と場合によつて歩合給を貰う。自分に来た依頼事件は、勝手放題というのが原則である。

イソ弁の初任給の下降だけではない。「ノキ弁」というのが生じているという。軒先を借りて新人弁護士自身の看板を出し、母屋の弁護士と一緒に仕事をす

るが、その一緒にする仕事からの歩合報酬以外に給料というものが無いやり方だという。

なるほど、と思う。そして、改めて日本の弁護士という職業が置かれた極端な状況を思う。いったいどんな資格を必要とする職業が、数年の間に新人の供給が一挙に8倍にもなるような目にあつたことがあるだろうか、と思うのである。

歯医者者が不況だと聞く。五人に一人は暮らしてゆくことに困難を覚えているというのだ。弁護士にも同じこと、いやそれ以上に悪い状況が訪れるのかもしれない。

しかし、である。歯医者者は客が少ないからといって、虫歯を増やすことはできない。歯科医学的にはできるかもしれないが、してはならない。寧ろ、歯医者たるもの、常に口にするのは「虫歯を防ぐにはこうしなければいけません。虫歯の無い生活を送みましょう」という台詞だろう。

弁護士はどうか？バブル時代のゼネコンではないが、「造注」することが可能である。自ら積極的に注文を造り出すのである。

随想

パワー・オブ

弁護士 牛島 信

(牛島総合法律事務所 所長)

第32回新人弁護士の供給が一挙

生きて行くためには「造注」

出来なかつた人々が、新しい、意欲に燃えた(なにしろ、自分から依頼者のところへ出かけて行って注文を造り出すのである)弁護士の蔭で、あるべき法律状態を回復することができるのだ。

良いことというしかない。

では、困る人はいないのか？

これまで、他人の権利を侵害していた人は困るだろう。当然の報いといつていい。

これまで、他人の権利を侵害していたと、若い意欲に満ち満ちた弁護士によって断定されたものの、身に覚えのない人は大いに迷惑だろう。なにしろ、ある日突然、裁判所から訴えがありましたよという連絡が届くのだ。そんな無茶な、と思つても放置するわけにはいかない。

どうするか？

弁護士に頼むしかないのだらう。

さあ、弁護士が一人動くとなんが二人必要になつてしまふ。

これが、弁護士業というものの一面である。

最近、消費者金融におけるいわゆる灰色金利の問題が喧しく騒がれている。これは、上記の

最初のタイプといつていい。裁判すれば勝つ。勝てば金を取り戻せる。弁護士に頼む甲斐があるというものだろう。一定数の弁護士がいなければ不可能だったことである。

では、二つ目のタイプはどんなものがあるだろうか？

あなた自身である。あなたの会社である。あなたの勤めている公的な団体である。あなたは、あなた自身についてはもちろん、あなたが勤めている組織の内部情報を知っている。だから、あなたには弁護士が「造注」した事件が根拠が無いものだということがよく分つている。

しかし、裁判所にはなにもわからない。ここが問題である。あなた、あなたの所属する組織に出来ることは、弁護士を頼んで防禦することしかない。

なんという不条理か。

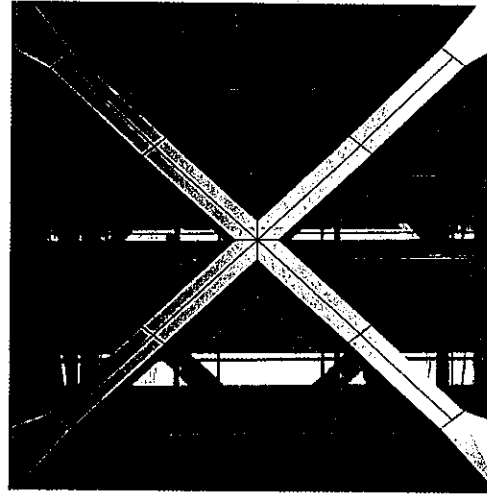
しかし、こうしたことはこれまで起きていたのではなからうか。規模が小さかつたから誰も問題にしなかつた。しかし、これからは違ふ。

そうした時代の到来を、国民への法的サービスが充実する良い時代がやってきたと歓迎するのかどうか。樂觀してばかりはおれないように思うのは私だけではないだろう。



FRESHFIELDS BRUCKHAUS DERINGER

Well connected



フレッシュフィールドズブルックハウス
デリンガー法律事務所
(外国法共同事業)

代表パートナー 弁護士 木南 直樹
(第二東京弁護士会所属)

〒107-6018 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル18階 (一般受付17階)

お問合せ:
ビジネスディベロップメント&
コミュニケーションズマネージャー
ベレーナ・ウルブシャート

T + 03 3584 8500
E tokyoinfo@freshfields.com

フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガーは、1743年に創設され、英国の中央銀行であるイングランド銀行の顧問事務所を務めるなど、世界で最も古い歴史と伝統を持つ法律事務所として発展してきました。現在、世界18ヶ国に28ヶ所のオフィスを開設、約2,500名の弁護士が、主に企業法務、金融法務、紛争解決、労働法、独占禁止法、知的財産法、不動産法、税務の分野を取り扱い、日々質の高いリーガルサービスの提供に努めています。

日本においては、フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所及びフレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所に40名以上の法律専門家が所属しており、企業の合併やプライベートエクイティをはじめ、証券化などの金融法務、さらには独占禁止法、労働問題、企業間の紛争処理にいたるまで、ビジネスに関わる幅広い分野で企業活動をサポートしています。

当オフィスの業務については、定評のあるランキング、アワード調査において、ヨーロッパ、アジア、日本の多くの法律部門で上位にランキングされており、幅広く高い評価をいただいております。

www.freshfields.com

日本の50大法律事務所 2008

Sorry, this is Japanese version.
English version is here.

对不起, 这是日文版。
这是中文版。

一部のマニアの皆さん、お待たせしました。1年経過して再び更新しました。2008年4月1日現在の、日弁連名簿に基づく弁護士人数に関する50大法律事務所をまとめたものです。

2004年4月のものは、[こちら](#)
2005年4月のものは、[こちら](#)
2006年4月のものは、[こちら](#)
2007年4月のものは、[こちら](#)

抜けていない・・・と思いますが、もし抜けていたら、ご指摘下さい。

2008 Rank	2007 Rank	2006 Rank	2005 Rank	2004 Rank	事務所名	事務所所在地	本年弁護士人数(日弁)	外国法事務弁護士	現在60期(新旧)	現在59期	現在58期	昨年弁護士人数(日弁)	本年増減(昨年比)	昨年59期	本年59期増減(昨年比)	昨年58期	本年58期増減(昨年比)	備考
1	2	3	3	3	西村あさひ法律事務所	東京	383	1	72	35	33	236	147	29	6	27	6	※1
2	1	1	1	1	長島・大野・常松法律事務所	東京	292	3	39	29	20	255	37	30	-1	23	-3	
3	3	2	2	2	森・濱田松本法律事務所	東京	244	1	36	18	17	221	23	20	-2	16	1	
4	4	4	4	4	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	東京	242	2	36	20	19	206	36	21	-1	19	0	
5	5	6	6	7	TMI総合法律事務所	東京	174	1	30	12	13	131	43	12	0	10	3	
6	9	8	9	8	東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー・アンド・マッケンジー外国法事務所共同事業	東京	99	14	14	7	5	72	27	7	0	4	1	
7	7	7	7	10	シティユーワ法律事務所	東京	90	0	10	9	7	87	3	10	-1	6	1	
8	8	8	8	9	弁護士法人大江橋法律事務所	東京・大阪	82	3	12	5	5	77	5	7	-2	7	-2	
					渥美総合法律事務所	東												

9	10	10	11	18	所・外国法 共同事業	京	69	3	11	9	9	49	20	7	2	8	1	
10	38	-	-	-	法テラス	全国4 9箇所	56	0	0	29	13	23	33	1	28	12	1	
11	33	33	33	18	坂井・三 村・相澤法 律事務所	東京	52	0	8	4	6	25	27	2	2	3	3	※ 2, 3
12	11	11	10	11	牛島総合 法律事務所	東京	45	0	8	3	3	41	4	3	0	4	-1	
12	11	11	12	12	弁護士法 人御堂筋 法律事務所	東京・ 大阪	45	0	3	3	4	41	4	3	0	4	0	
12	14	14	13	16	弁護士法 人淀屋橋・ 山上合同	東京・ 大阪	45	0	5	4	4	40	5	4	0	4	0	
15	11	13	14	12	岩田合同 法律事務所	東京	44	1	4	2	1	41	3	2	0	2	-1	
15	14	15	17	-	外国法共 同事業法 律事務所リ ンクレータ ーズ	東京	44	7	7	7	5	40	4	7	0	5	0	
17	16	16	19	23	北浜法律 事務所・外 国法共同 事業	大阪	43	1	7	4	4	39	4	4	0	4	0	※4
18	17	17	23	38	外国法共 同事業・ジ ョーンズ・ デイ法律事 務所	東京	41	4	4	5	3	36	5	5	0	4	-1	
19	18	17	14	14	光和総合 法律事務所	東京	38	0	5	1	1	33	5	1	0	1	0	
20	20	25	33	-	伊藤見富 法律事務所	東京	37	1	3	4	1	32	5	5	-1	1	0	※5
20	24	20	33	-	弁護士法 人キャスト 糸賀	東京・ 大阪	37	2	7	1	2	30	7	1	0	2	0	
22	18	23	20	21	田辺総合 法律事務所	東京	35	0	3	3	3	33	2	3	0	3	0	
23	22	25	23	28	弁護士法 人三宅法 律事務所	東京	34	1	4	3	1	31	3	3	0	1	0	
23	25	-	47	-	隼あすか 法律事務所	東京	34	2	4	4	3	29	5	5	-1	3	0	
23	27	25	26	38	ホワイト& ケース法律 事務所	東京	34	0	5	2	5	28	6	2	0	4	1	※6

26	20	17	17	15	阿部・井窪・片山法律事務所	東京	33	2	3	4	1	32	1	4	0	1	0	
26	25	20	22	23	柳田野村法律事務所	東京	33	0	5	5	5	29	4	5	0	5	0	
28	29	25	40	28	クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業	東京	33	5	7	3	2	27	6	3	0	2	0	
29	22	33	14	28	ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業	東京	32	7	5	5	4	31	1	5	0	5	-1	
30	27	-	47	-	東京丸の内・春木法律事務所	東京	31	0	2	1	0	28	3	1	0	0	0	
30	29	29	26	23	弁護士法人中央総合法律事務所	東京・大阪	31	0	4	3	2	27	4	3	0	2	0	
32	33	41	26	38	さくら共同法律事務所	東京	30	0	7	5	1	25	5	6	-1	1	0	
33	38	41	47	48	三宅坂総合法律事務所	東京	29	0	5	4	1	23	6	4	0	1	0	
34	44	33	38	41	弁護士法人関西法律特許事務所	東京・大阪	28	0	5	1	1	22	6	1	0	1	0	
35	32	20	20	18	東京法律事務所	東京	27	0	1	0	2	26	1	0	0	2	0	
36	38	41	40	43	名古屋第一法律事務所	名古屋	25	0	2	2	0	23	2	2	0	0	0	
36	44	48	47	-	桃尾・松尾・難波法律事務所	東京	25	0	4	3	1	22	3	3	0	1	0	
36	47	-	-	-	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所	東京	25	9	6	3	0	21	4	3	0	0	0	
36	47	36	45	-	弁護士法人第一法律事務所	東京・大阪	25	0	3	2	1	21	4	2	0	1	0	※7
40	33	31	26	32	新麴町法律事務所	東京	24	0	1	2	0	25	-1	2	0	0	0	
40	36	41	45	43	奥野総合法律事務所	東京	24	0	3	2	1	24	0	3	-1	1	0	
40	38	41	23	23	虎門中央法律事務所	東京	24	0	3	5	0	23	1	5	0	0	0	

40	-	41	-	-	真和総合法律事務所	東京	24	0	2	0	1	20	4	1	-1	1	0	
44	6	5	5	5	あさひ法律事務所	東京	23	0	1	1	2	120	-97	8	-7	9	-7	
44	-	36	26	21	鳥飼総合法律事務所	東京	23	0	3	0	1	20	3	0	0	1	0	
46	36	31	26	17	フレッシュフィールドズブルックハウステリングー法律事務所	東京	22	0	4	3	1	24	-2	4	-1	2	-1	※8
46	38	30	33	28	ユアサハラ法律特許事務所	東京	22	0	1	2	1	23	-1	2	0	1	0	
46	38	36	40	32	弁護士法人松尾綜合法律事務所	東京	22	1	1	3	1	23	-1	3	0	1	0	
46	47	41	33	32	東京合同法律事務所	東京	22	0	2	0	3	21	1	1	-1	3	0	
50	29	23	26	32	小沢・秋山法律事務所	東京	21	0	0	1	3	27	-6	1	0	3	0	
50	44	36	38	32	虎ノ門南法律事務所	東京	21	0	0	1	0	22	-1	1	0	0	0	
50	47	-	-	-	堂島法律事務所	大阪	21	0	0	2	0	21	0	2	0	0	0	
50	-	-	-	48	ブレークモア法律事務所	東京	21	0	4	0	0	20	1	0	0	0	0	
50	-	48	-	-	鴻和法律事務所	福岡	21	0	6	2	1	16	5	2	0	2	-1	
50	-	-	47	43	三多摩法律事務所	東京	21	0	2	1	1	19	2	1	0	1	0	
50	-	36	40	41	旬報法律事務所	東京	21	0	2	0	1	19	2	0	0	1	0	
50	-	-	45	43	小野総合法律事務所	東京	21	0	3	2	2	20	1	2	0	2	0	
							3144		434	291	227	2720		274		227		

注意事項

・調査期日において法律事務所名が異なる場合は、実質的に同一事務所でも別異でカウントした(備考欄参照)。但し、特に関係が深いと思われる事務所については注記した。

・前年Rankingとの比較は、弁護士事務所名の変更や法人格取得があっても、実質的に同一組織と思われる場合は、その旧組織との比較とした(例:関西法律特許事務所(2004)⇒弁護士法人関西法律特許事務所(2005))。他方、分裂事務所の場合は単純比較はしなかった(例:三井安田法律事務所(2004)⇒リンクレーターズ法律事務所、三井法律事務所(2005))

・2004年Rankのみ弁護士数に外国法事務弁護士を含めた。以後のRankingは日本弁護士資格数のみで行っている。

・58期以後の人数を記した理由は、過年度のRankingと比較することにより、若手弁護士が当該事務所に定着する傾向が

あるか否か(もともと中途入所もあるので、単純な人数比較で「退職率」を計算することはできない)、その事務所が「上り調子」かどうか(多く新規採用する→忙しい、一般的には流行っている)、その事務所が新規採用を重視しているか・中途採用を重視しているか(人数が増えているのに58/59期が少ない→その事務所は中途採用中心)等を推測可能と考えたからである。

・事務所所在地を全部記載することとした。但し、法テラスについては、49箇所あるので個別記載を省略した。なお、海外事務所については、資本関係等も不明確であるため、記載しなかった。

※1 旧「西村ときわ法律事務所」と「あさひ法律事務所」の一部が事実上合併。過年度ランクは「西村ときわ」を表示。

※2 旧「新東京法律事務所」と「坂井・三村法律事務所」が事実上合併。過年度ランクは「新東京法律事務所」を表示。

※3 別途ピンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所に外国法事務弁護士1名

※4 別途「弁護士法人北浜法律事務所」(東京・福岡)に弁護士14名

※5 別途「モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所」に外国法事務弁護士22名

※6 別途「ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所」に外国法事務弁護士24名

※7 旧「第一法律事務所」が法人化したことにより成立。過年度ランクは「第一法律事務所」を表示。

※8 別途「フレッシュフィールズ外国法事務弁護士事務所」に外国法事務弁護士2名

若干の解説

ちなみに、全米1位は3000人(Baker & McKenzie)、全米50位で600人のattorneyがいます。

50事務所中の「弁護士法人」の数は昨年より1つ増えました(5⇒8⇒8⇒8⇒9)。

50事務所中の「外国法共同事業」を行う法律事務所の数は、昨年と同じです(5⇒8⇒8)。

今年は、(1)同時に2500名の「新旧60期問題」「2007年問題」が騒がれた後の、入所状況がどのようになっているのか、(2)近時続いていた巨大大事務所への寡占傾向がさらに続くのかどうか、の2点が非常に注目されたところではないかと思えます。

相当数の法律事務所に所属できない人が発生した一方で、上述のとおり、この1年で新たにこの50大事務所(実際は21名のところが7つもあるので今年は56大事務所ですが)に434名もの新人弁護士が入所したという驚くべき数字が出ています。特に、合併により業界首位に立った「西村あさひ」は、72名もの新人弁護士を迎え入れたとのこと。「新旧60期問題」「2007年問題」は解決したとはいえないのだろうとは思いますが、この問題の一方で、巨大大事務所への寡占化という傾向は、一層強まっていると読むのが適当でしょう。

毎年申しあげていることですが、ここに掲載した56事務所に所属する日本法弁護士の数は、合計で、3144名です。ここに掲載したのは、日本の弁護士の1割強の姿しか示していないこと(修習生の皆さん、これら56事務所に入った60期の合計数は434名です、つまり、修習生にとっても、今年も日本の弁護士の2割の姿しか示していないことになりま)す)、また、これはあくまで所属弁護士数での掲載であって、決して上位だからリーガルサービスが優れているとか、売上が多いとか、そういうとは直結しないこと、ただ、いま客観的に作れるものが弁護士数に頼るものしかないと思われるからこのような記載になっていることは、十分理解された上で見て下さい。

ただ他方で、毎年ここで紹介する50事務所の合計弁護士数は、上述のとおり確実に増加しており、この増加ペースは、弁護士全体の増加ペースを大きく上回っています。現在ですら、日本の弁護士業界は、欧米と比べて、弁護士の総数を考慮すると寡占状態にあると言えます(更に言えば、中国と比べても寡占状態は著しいです。中国には現在13万人前後の弁護士がいるとされていますが、金杜律師事務所の執業律師数はおおよそ400名であると言われています)。更に特定の法律事務所に人員が集中することでサービスが向上することが期待できるなら良いのですが、仕事の性質上、利害相反の問題からして、かえってクライアントの利益を損なう結果にはならないのか、業界全体の制度設計として、このままで良いのか、去年同様に気になるところです。

更なる今年の特徴分析については、追ってHP、メルマガまたはブログに掲載したいと思います。

1 弁護士が激増する日本の行方

1 弁護士が激増する日本の行方

(2004・8)

戦後50年を過ぎるころまで、つまりついこの間まで日本の司法試験の合格者は年に500人ほどだった。今となっては信じられないような話になってしまったが、増え始めてまだ10年にしかならない。

それが2007年から年に3000人になるという。新任の判検事を除いた新人弁護士の数にすると、8倍を超えることになる。それでも弁護士全体の数が5万人になるには10年もかかるという人もいる。逆に急速な人数の増加に不安を訴える人もある。

どちらにしても、興味深いのは、この人数の増加が法律家の外側の力で成し遂げられた(または「押し付けられた」)ことである。あれよあれよという間にロースクールが定着してしまった。もう後戻りはないだろう。

もう一つ、弁護士にとって重要なことが来年起こる。外国法事務弁護士が弁護士を雇用できるようになることだ。外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)ができてから18年、どうやら開放も行き着くところに近づいてきたようである。

外国法事務弁護士などと舌を噛みそうな呼び方をしているが、なに実際のところはアン
グロアメリカンの巨大法律事務所の日進出が発端である。すでに多くの事務所の支店と
日本の法律事務所との共同事業が日本に存在する。その経営をもっと闊達かつたに行うことがで
きるようになる。裏を返せば、経営不振の口実がなくなるということでもある。

日本の大きな法律事務所というものは弁護士人口に占める割合が極めて大きい。いま日
本で最大の事務所は200人に近い。弁護士人口が2万人。ざっと1%を占めている。
2万人が1万人だったときには100人の事務所は存在しなかった。多分50人、0・5%
くらいだったのではないか。

約30年前のアメリカには、弁護士が約30万人いた。しかし、そのときには最大の事務所
でもまだ200人を超えていなかったのである。0・06%ということになる。今でもその
割合は0・3%くらいだろう。

それにしても、である。もちろん、弁護士以外の法律職の存否、国の面積など違いを説
明すべき要素は多々あるのかもしれない。しかし、私にはこの日本の異常なほどの「集中
度」は何によるのか、気になる。

最近「五大事務所」という言い方をするらしい。売り上げや利益といった企業を評価す
るときの物差しは開示されていないから、もっぱら弁護士の人数によっている。面白いの
は、どの事務所も従来「渉外事務所」といわれていたところか、それを一部としていると
いうことだ。十大事務所に広げてみても、事情はあまり違わない。

渉外事務所というのは国際的な法律業務に携わってきた事務所のことをいう。共通項は
英語で法律業務に対応できるということだ。司法試験に英語は出ないから、別途獲得した
能力を前提としていることになる。

日本には国際的な法務のほかにビジネス・ローの需要がなかったわけでもないだろうか
ら、どうしてそうした事務所がことさらに成長してきたのか、考えてみれば不思議な話で
ある。

実は、このことは前述の外弁事務所の話につながるのである。つまり、国際的な法務を
やってきた日本の法律事務所のみが大きくなることでできたのには、何か理由があるに違
いない。だとすれば、本家本元の英米の巨大ローファームならもつとまぐ日本で立ち回
って、あつという間に日本のビジネス・ローの市場を席捲せきけんするのではないか、という至極
もつともな疑問である。

空理空論でない証拠には、ドイツで弁護士業が自由化されたときには、たった1年ほどの間にベルリンの十大事務所のほとんどが英米の法律事務所の系列になったといわれているのだ。私は、これを秘かに「ベルリン現象」と呼んでいる。殷鑑遠からず。2006年の東京で何が起きているか、誰にも分からない。

1968年、昭和43年に自動車の自由化がいわれていたときにも同じような議論があり、欧米の自動車会社に「負けるに決まっている」日本の自動車メーカーは、大いに警戒した。国内同士の提携もあった。しかし、その後何が起きたか、は私が説明するまでもなからう。何はともあれ、当面、この二つのことを軸にして日本のビジネス・ローヤーの世界は動いてゆくことだろう。

確かなことは何か。経済現象としてのビジネス・ローの発展である。英米の法律事務所はなぜ日本での規模拡大を目論むのか。収益の拡大である。

私はここで別段英米の事務所が法律業務をビジネスとして捉えていると非難しようとしているのではない。人の集まりが一定規模を超せばそれがビジネスの性質を帯びるのは当然のことに過ぎない。誰かがマネージしなくては組織は動かず、動かすとすればうまく動かすほうがいいに決まっている。

10年後、日本の弁護士業務は全体として2兆〜3兆円の産業に育っているだろう。遠くない将来に鉄鋼業に匹敵するに違いない。それは日本という国における弁護士の社会的な立場を決定的に変える。弁護士はマイナーな職業からメジャーな職業になるだろう。「数は力なり」といったのは誰だったか。

そのとき、東京にも「ベルリン現象」が起きているとすれば、そのことは何を意味するのか。効率的な法律アドバイスが得られるということなのか。日本の企業にとって日本の弁護士事務所がなくなってしまうことは、何か不便を伴うのか、致命的な何かが始まるのか。

裁判所が日本の法律に従っている限り、何も問題はないのではないか、という考え方もあるだろう。英米の法律事務所の日本支店であっても、働いているのは日本の弁護士だ、という面を強調する人もあるに違いない。それどころか、今の世界で真に国家と呼ばれるに値するのはアメリカ合衆国だけだ。だからアメリカの法律事務所が、自分の会社の死命を制する機密を握ってくれていることは大変重宝なことだ、という補足意見もあるかもしれない。もちろん、その正反対の意見もあるだろう。当否はこれから試されることになる。

起こりうることは何か。国内市場の画期的な拡大である。市場という言い方をあえて使った。日本の裁判所が企業の紛争を取り扱う頻度が増えるということだ。つまり、企業からみて裁判所での解決が「ペイする」と思われること、を意味する。別の観点もある。

思えば、日本の大企業は国家権力が自分の味方であることを瞬時たりとも疑うことなく長い時間を平穩に過ごしてきた。それは、歴史的にみれば必ずしも当たり前前のことではない。

19世紀末のアメリカの政権は、刑事法としての独占禁止法を作り上げた。もし日本に近い将来そうした政権が出来上がれば、日本の巨大企業は、裁判所と法律が自分たちの唯一の真の友人だったと知ることになるかもしれないのである。

それまでに政権と拮抗^{きっこう}しうるほどの力を司法権力が身につけているという前提での話である。しかし、たとえば13世紀のイギリスに生まれたマグナ・カルタは、そのような歴史的意義を持ったものだったのではなかったか。

21世紀の日本で何が起こるのか、誰も分からない。三島由紀夫が34年前に言ったように

「無機的な、からっぽな、ニュートラルな、中間色の、富裕な、抜け目がない、或る経済的大国」になってしまうのかもしれない。

しかし、弁護士が大いに活躍すれば三島の予測は外れるに違いない。もちろん、この私は三島の予測が大いに外れ、日本が司法国家として一人ひとりの権利が裁判所によって日常的に尊重されるようになることを期待し、予測しているのである。三島が正しいか私が正しいか。それは日本人が決めることである。

〈著者紹介〉

牛島信 1949年生まれ。東京大学法学部卒業。検事を経て国際弁護士に。牛島総合法律事務所代表。97年に発売されたデビュー作、『株主総会』（幻冬舎文庫）はベストセラーとなる。専門は企業合併・買収、一般企業法務、会社・代表訴訟、ガバナンス（企業統治）、保険、知的財産関係案件など。最近ではオリジン東秀に対するドン・キホーテの敵対的買収におけるホワイトナイトであるイオン側弁護士や、王子製紙による北越製紙に対する敵対的買収における北越製紙側の弁護士を務めた。著書に『株主代表訴訟』『買収者 アクワイアラー』『MBO マネジメントバイアウト』（すべて幻冬舎文庫）。

この国は誰のものか
会社の向こうで日本が震えている
2007年1月25日 第1刷発行



GENTOSHA

著者 牛島 信
発行者 見城 徹

発行所 株式会社 幻冬舎
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-9-7

電話:03(5411)6211(編集)
03(5411)6222(営業)
振替:00120-8-767643
印刷・製本所:図書印刷株式会社

検印廃止

万一、落丁乱丁のある場合は送料小社負担でお取替致します。小社宛にお送り下さい。本書の一部あるいは全部を無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害となります。定価はカバーに表示してあります。

©SHIN USHIJIMA, GENTOSHA 2007

Printed in Japan

ISBN978-4-344-01280-6 C0095

幻冬舎ホームページアドレス <http://www.gentosha.co.jp/>

この本に関するご意見・ご感想をメールでお寄せいただく場合は、comment@gentosha.co.jpまで。

牛島信の

ローヤー進化論

第9回

日本法曹界の「開国」

「外弁法」という略称の法律があることを知っている方はいても、その正式の名前が「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」という長たらしいもののだということを知る人は少ないだろう。いわんや、その法律が施行されて20年を超えることは、ほとんどの人々にとっては無縁のことに過ぎないに違いない。

私は、その外弁法にかかわってもう20年以上になる。具体的には、日本弁護士連合会にある外弁委員会という組織の一員を務めてきた。外弁委員会というのも、もちろん略称である。正式には…いや、止めておこう。現にこの私自身が、記憶しているわけではないのだ。

月に1回開かれる外弁委員会における議論の席に連なっているとき、私は150年の時を飛び越えて、しばしば川路聖謨^{かわじとしあきら}や岩瀬忠震^{いわせただなり}を思い出すことがある。どちらも幕末の外交で活躍した江戸幕府の官僚である。川路は下級武士の出身で、勘定奉行や外国奉行にまでなり、江戸開城の直後にピストルで自殺を遂げたという。岩瀬は日米修好通商条約の締結に尽力し、外国奉行となり、明治維新を待たずして病没した。

約270年にわたった徳川の治世のうち、ほとんどの時期において外交は重要な分野ではなかった。150年前の1853年、太平の夢を四隻の黒船に破られてから後の少しの間、幕府最後の15年間だけ突然に重大事になったものの、愚かな幕府首脳はなすところを知らなかった。そう歴史を理解されておられる方も多いのではないだろうか。しかし、実は幕府の外交担当者は、その当時の限界に阻まれつつも大いに活躍したのである。その代表選手が川路であり岩瀬であった。

私が日弁連の委員会の時間中に彼らを思い出すのは、議論の中身が川路らが命をかけた議論と似ていなくもないからであり、また何よりも、彼らの感じたらう絶望感を共有するからでもある。もとより、幕政外交の大事は日弁連における一委員会と比較することはできない。それに、日弁連における国際的な業務は決して主要な業務ではないとしても、少なくとも外国の弁護士の日本進出が問題となって以降の日弁連では、国際的な観点が日本の弁護士にとっても、司法制度一般にとっても重要事であることがよく理解されている。川路や岩瀬が天を仰いだようには、私は途方に暮れることがない。

しかし、日弁連自体が日本において政治的に大きな影響力をもった団体とは言い難いだろう。それにはさまざまな理由があるとしても、その一つが弁護士の数にあったことは誰しも異論がないはずである。

時代は変わる。時勢は移る。今の日弁連は、明日の日弁連ではない。弁護士の数が増えるのだ。

* * *

ところで、このごろ海の外ではなにが起きているか？

たとえば、法律事務所が株式市場に上場するということがあった。いわゆるIPOである。

オーストラリアにニューサウスウェルズ州という州がある。オーストラリア最大の都市であるシドニーのある州である。

そこの法律事務所が今年になって上場したことは、大ニュースとなって英米を駆けめぐった。上場の結果、140人の弁護士のいる事務所の時価総額が100億円を超えたという。主要な株主、すなわち主要なパートナーの保有株式の時価は2億3,000万円から9億8,000万円にもなったというのだ。

この「事件」は、オーストラリアの法制度の変更を前提としている。オーストラリアでは、最近の法制度の変更で、法律事務所が会社になったり、非弁護士に株の一部を開放することができるようになったのだ。

この法律事務所の上場という事件をきっかけに、いったい法律事務所はビジネスなのかプラクティスなのか、という疑問が提起されている。「こんなことがアメリカにやってきたら、法律家という専門職はお終いだ」という声アメリカで上がっている。意外(?)なことに、アメリカでは非弁護士に法律事務所の所有権を分け与えることは禁じられてい

る。「ビジネスと法律のプラクティスは違う。ビジネスは利益を追求するものだ。そうなったらプロフェッションは無くなってしまおう」というのだ。当面アメリカでの禁止は解けないだろうというのが専らの風聞である。

しかし、イギリスではもう数年のうちにオーストラリアと同じ現象が起きそうである。その分野について詳しい弁護士の話によれば、すぐにそうなるというわけではないものの、方向感はおそらくオーストラリアと同一のようだ。

もっとも、非弁護士による法律事務所の所有といっても、過半数は法律家が保持している。また、議決権についての法律家の比率はもっと高いという。

こうした動きに賛成する者は、上場した後も法律家の第一の義務は裁判所に対するものであり、その次は依頼者に対するものである。株主に対する義務や会社の短期的利益に反し



でも、これらの義務が優先されなければならぬことは、上場した法律事務所であろうと非上場のそれであろうと、少しも変わるところはない。むしろ、一般の法律事務所における漠然とした社会的責任論などよりも、上場している法律事務所のほうがよほど明確な基準を持っているといえる、とまで言うのだ。

私は驚くばかりである。そうなれば、アメリカでいわれているように、プロフェッションとしての法律家は終わりになるような気がするからである。しかし、イギリスもそうなるというのだ。頭から無視して済むことでもなさそうである。

さらに、上場する法律事務所についての議論は、非法律家にどのような種類の株式の所有を許すかという話に展開する。要するに、所有と支配（議決権）が別個になったらどうか、というのだ。どこかで聞いた話である。そう、上場された株式会社のコーポレート・ガバナンスと共通した話題なのである。

どうやらこうしたことが起きているのがアングロサクソンの法曹界の一部のようである。（以上『The American Lawyer』2007年6月号参照）

* * *

そして、毎度の疑問である。

「日本はいつそうなるのか？」

日本の法律事務所が上場できる時代が近い将来にくるとは思われない。しかし、大蔵省がなくなり、ついこの間小泉首相のもとでの郵政選挙で衆議院の3分の2を獲得した政府与党が、最近の参議院選挙では敗北したのだ。なにがあっても不思議はない。サブ・プライム問題を挙げるまでもなく、誰にも先のことはわからないのが人の世の常なのだ。

つくづくと思う。法曹界にかんする限り、

どうやら川路や岩瀬は過去の人たちではない。彼らの議論した「日本の開国」が未だに現在の問題なのである。我々日本の法律家は、いつになったら、日本で作り上げられた法律家像というものを人類に普遍的なものとして、世界に向けて発信することができるようになるのだろうか。

気宇は壮大であるが、私は楽観的である。若い日本の法律家と語る機会の多い私は、飽くまでも楽観的である根拠が客観的に存在していると思っているのである。

牛島 信（うしじま・しん）

牛島総合法律事務所代表。

1949年生まれ。東京大学法学部卒業。77年東京地検検事。79年第二東京弁護士会登録。専門は、企業合併・買収、会社代表訴訟、ガバナンス、コンプライアンス、保険、知的財産権など。

「Lexis 企業法務」11月号

- [Interview 企業法務部]** テルモ株式会社
[Law Firm Interview] ユアサハラ法律特許事務所
 花水征一氏・矢部耕三氏
[Interview 光る仕事人] 海岸通り法律事務所 吉澤尚氏
[巻頭言] 弁護士・慶應義塾大学法科大学院教授 菅原貴与志
[座談会] ◇金融商品取引法制と実務上の諸論点(1)／松尾直彦 池田和世 堀 弘 酒井敦史 大越有人 平下美帆 館大輔 篠宮寛明 <司会> 井上 聡
[連載] ◇中国ビジネス法務 中国労働契約法によって変わる人事労務政策(下) 一日本の労務感覚を踏まえて一／中川裕茂・山島達夫◇企業を悩ます労働関係法務の最新問題 問題社員への対応／吉益信治◇Mealey's Litigation Report／コーポレート・ガバナンス関連—檀 柔正・安達 理 知的財産関連—岩瀬吉和 クラスアクション関連—中野雄介
[実務解説] ◇会社分割における労働契約承継の実務／松林智紀
[牛島 信のローヤー進化論] 新人弁護士年 2850 人時代の行く末／牛島 信
[ロースクール事情あれこれ] 木俣由美
[Case study] 当業者の知るデザイン・オプションにより特許は無効であると C A F C が判断／吉田直樹

「Lexis 企業法務」10月号

- [Interview 企業法務部]** 旭硝子株式会社
[Law Firm Interview] ホワイト&ケース法律事務所 大橋宏一郎氏
[Interview 光る仕事人] 横浜総合法律事務所 澤田久代氏
[巻頭言] 帝塚山大学学長・帝塚山大学国際ビジネス法務塾塾長 松岡博
[論文] ◇会社役員に対する法的責任追及の現状と対応策／石山卓磨◇米国の均等論に関する判例研究(1) 一米国における初期の均等論一／今泉俊克
[連載] ◇企業を悩ます労働関係法務の最新問題 改正パートタイム労働法について一均等待遇を中心に／平越 格◇中国ビジネス法務 中国労働契約法によって変わる人事労務政策(上) 一日本の労務感覚を踏まえて一／中川裕茂・山島達夫
[実務解説] ◇規格・標準設定に対する反トラスト法規制の最近の動向／井上 朗◇入札談合による発注者の損害額の算定／佐藤久貴
[特別レポート] リニエンシー時代の独禁法コンプライアンス／上杉秋則
[牛島 信のローヤー進化論] 「刑務所の塀の上を歩く」弁護士達／牛島 信
[ロースクール事情あれこれ] 木俣由美
[Case study] C A F C が特許発明の対象について判断／吉田直樹
[SEMINAR REPORT] 新会社法・日本版 S O X 法下における実効的なコンプライアンスとは一調査委員会の運用とフォレンジック技術活用による企業防衛一

Lexis 企業法務12月号(第2巻第12号)

平成19年12月20日 発行

編集兼
発行所 レクシスネクシス・ジャパン株式会社

〒154-0004

東京都世田谷区太子堂4-1-1

キャロットタワー 19F

電話 03-5787-3513 (編集部)

books@lexisnexis.jp

http://www.lexisnexis.jp

印刷所 星野精版印刷

外国法事務弁護士等の実勢

5

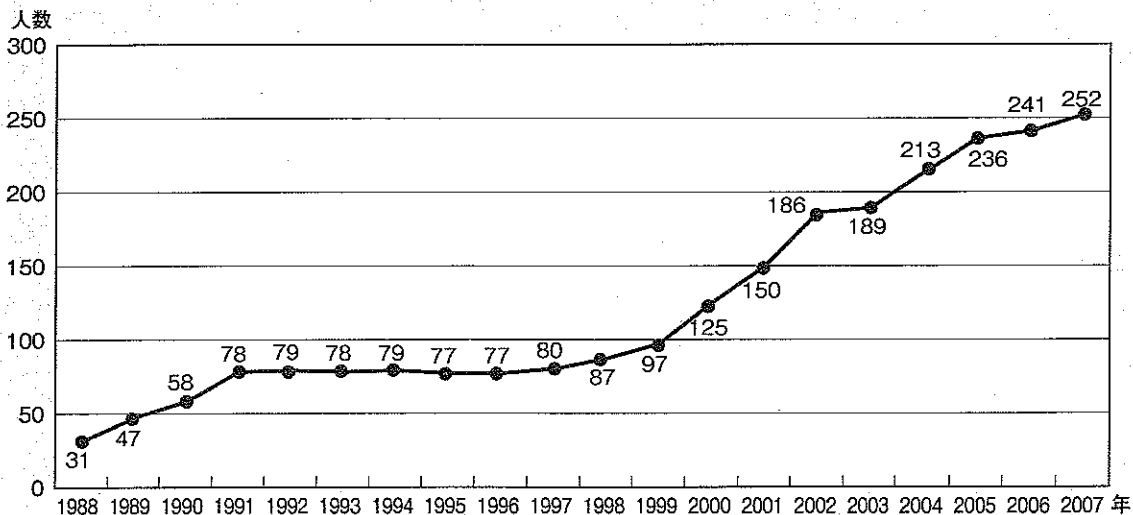
外国法事務弁護士制度は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）（以下「外弁法」という。）によって導入されたものである。外国法事務弁護士とは、外国において法律事務を行うことを職務とし、日本の弁護士に相当する資格（外国弁護士となる資格）を有する者で、法務大臣の承認を受けた後、日弁連の外国法事務弁護士名簿に登録された者をいう。

これまでの外弁法は、外国法事務弁護士が弁護士を雇用することを禁止する（改正前の外弁法（以下「旧外弁法」という。）第49条第1項）とともに、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人との共同事業及び収益分配を原則として禁止し（旧外弁法第49条第2項）、例外として、一定の要件のもとに特定共同事業（外国法事務弁護士が、5年以上の職務経験のある特定の我が国の弁護士を相手方とする場合に限り、組合契約その他の契約により、一定の範囲の法律事務を行うことを目的とする共同の事業）が許されていた（旧外弁法第49条の2）。

しかし、今日、我が国の経済社会が急速にグローバル化する中で、日本法及び外国法を含む包括的・総合的な法律サービスに対するニーズの増大に対応するため、弁護士と外国法事務弁護士とのより緊密な提携・協働関係を構築することの必要性が高まり、外弁法を一部改正し（2005年4月1日施行）、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止及び共同事業及び収益分配の禁止等の事前規制は撤廃することとし、その代わりに、弁護士を雇用しようとする外国法事務弁護士、又は共同事業を営もうとする外国法事務弁護士に対し、日本弁護士連合会に対する届出義務を課し（改正外弁法第49条の3）、さらに雇用形態または共同事業等を利用した外国法事務弁護士の権限逸脱行為を抑止する措置として、外国法事務弁護士及び被雇用弁護士に対して行為規制を課すこととした（改正外弁法第49条・第49条の3）。

1 外国法事務弁護士登録数の推移 —1988～2007年—

次のグラフは、外国法事務弁護士の登録数の推移を見たものである。1987年に外国法事務弁護士の制度が発足してから1991年までは増加傾向にあったが、その後横ばいとなり、1998年以降、再び増加し、その数は飛躍的に伸びている。2007年4月時点において、登録数は252名である。



【注】 1. 各年ともに4月1日現在の統計データである。
2. 外弁法の施行日が1987年4月1日であり、1987年4月1日時点での登録者はいない。

1-3 外国法事務弁護士等の実勢

2 外国法事務弁護士の登録状況内訳

外国法事務弁護士の登録状況の弁護士会別内訳を見ると、大多数が東京三会に集中している。国籍別内訳では、アメリカが最も多く、これに日本、連合王国（イギリス）、中華人民共和国が続いている。原資格国別内訳においては、アメリカの資格を持つ外国法事務弁護士が圧倒的に多く、次いで連合王国（イギリス）、中華人民共和国、オーストラリアと続いている。

(2007年4月1日現在)

【弁護士会別人数】

第二東京	120
第一東京	77
東京	36
大阪	8
愛知県	4
横浜	3
静岡県	1
福井	1
沖縄	1
秋田	1

【国籍別内訳】

アメリカ合衆国	106
日本	44
連合王国（イギリス）	30
中華人民共和国	26
オーストラリア	12
カナダ	8
ドイツ連邦共和国	7
フランス共和国	7
ニュージーランド	4
オランダ王国	3
アイルランド	1
スイス連邦	1
シンガポール共和国	1
ブルガリア共和国	1
サモア独立国	1
スペイン	1
ブラジル連邦共和国	1

【原資格国別内訳】

(計253名/○数字は内女性数〔計39名〕)

アメリカ合衆国	計148 ⑨
ニューヨーク州	75 ⑬
カリフォルニア州	34 ②
ハワイ州	15 ①
コロンビア特別区	11 ①
イリノイ州	4
ジョージア州	2
ニュージャージー州	2 ①
ルイジアナ州	1 ①
コネティカット州	1
テキサス州	1
ペンシルベニア州	1
メリーランド州	1
連合王国（イギリス）	37 ④
中華人民共和国	26 ⑨
オーストラリア	計11 ③
ニューサウスウェールズ州	9 ②
クインズランド州	1
西オーストラリア州	1 ①
フランス共和国	7 ②
ドイツ連邦共和国	7
カナダ	計6
ブリティッシュコロンビア州	4
オンタリオ州	2
オランダ王国	3
香港	3 ①
ニュージーランド	2 ①
スペイン	1
ブラジル連邦共和国	1
スイス連邦	1

【注】 1. 国籍については、二重国籍を取得している場合があり、その延べ人数となっている。
2. 原資格国については、同一人物が複数の原資格国を有している場合があり、その延べ人数となっている。

3 外国法共同事業による提携関係の状況

外国法共同事業とは、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするものをいう（外弁法第2条第15号）。

外弁法の一部改正（2005年4月1日施行）により、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人との共同事業及び収益分配の禁止等の規制は撤廃され、その代わりに、共同事業を営もうとする外国法事務弁護士に対し、日本弁護士連合会に対する届出義務を課した（改正外弁法第49条の3）。その届出状況は以下のとおりである。

(2007年4月1日現在)

弁護士事務所名	外国法事務弁護士事務所名	弁護士数	外弁数
フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所	フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所	21	2
外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所	10	2
渥美総合法律事務所・外国法共同事業	渥美総合法律事務所・外国法共同事業	38	1
ホワイト&ケース法律事務所	ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所	28	22
スキヤデン・アープス法律事務所	スキヤデン・アープス外国法事務弁護士事務所	13	3
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業	クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業	26	5
ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業	ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業	28	8
東京青山・青木法律事務所ベーカー・アンド・マッケンジー外国法事務弁護士事務所外国法共同事業	東京青山・青木法律事務所ベーカー・アンド・マッケンジー外国法事務弁護士事務所外国法共同事業	70	12
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ	37	7
オリック東京法律事務所	オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所	12	6
アシャースト東京法律事務所	アシャースト外国法事務弁護士事務所	6	1
外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所	外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所	34	4
レイサムアンドワトキンス外国法共同事業法律事務所	レイサムアンドワトキンス外国法共同事業法律事務所	5	3
スクワイヤ・サンダース外国法共同事業法律事務所	スクワイヤ・サンダース外国法共同事業法律事務所	8	4
伊藤見富法律事務所	モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所	21	12
西川総合法律事務所	シドリー・オースティン外国法事務弁護士事務所	13	1
TMI総合法律事務所	シモンズ・アンド・シモンズ外国法事務弁護士事務所	98	3
TMI総合法律事務所	モルガン・ルイス・アンド・バッキアス外国法事務弁護士事務所	7	3
あさひ・狛法律事務所	ヤンセン外国法事務弁護士事務所	1	1
TMI総合法律事務所	ローラン・デュボワ外国法事務弁護士事務所	99	2
阿部・松留法律事務所	アーキス外国法事務弁護士事務所	11	1
北浜法律事務所・外国法共同事業	北浜法律事務所・外国法共同事業	43	1
TMI総合法律事務所	ウェイクリー外国法事務弁護士事務所	14	1
ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所	ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所	1	1
坂井・三村法律事務所	ピンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所	20	1
サリヴァンアンドクロムウェル外国法共同事業法律事務所	サリヴァンアンドクロムウェル外国法共同事業法律事務所	5	1
アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所	5	6
三宅・山崎法律事務所	金社外国法事務弁護士事務所	14	2
	合 計	688	116

- 【注】 1. 弁護士数とは、外国法共同事業を営む弁護士の人数と外国法共同事業を営む弁護士、又は外国法事務弁護士に雇用されている弁護士の人数の合計である。
 2. 外国法事務弁護士数とは、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の人数と外国法共同事業を営む弁護士、又は外国法事務弁護士に雇用されている外国法事務弁護士の人数の合計である。

1-3 外国法事務弁護士等の実勢

4 弁護士等が雇用している外国弁護士の数

現在、弁護士等が外国弁護士を雇用する場合には日弁連に届け出ることになっている。次の表は、その届出数の多い順に並べたものである。この外国弁護士には、外国法事務弁護士を含まない。

1. 国籍別一覧

国籍別では、アメリカ合衆国が圧倒的に多く、以下、日本、オーストラリア、イギリス、中国までが上位5か国である。

(2007年4月1日現在)

国籍	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	雇用総数
アメリカ	17	10	27	12	12	4	5	9	3	9	108
日本	9	5	6	5	1	2	3	1	2	5	39
オーストラリア	4	3	3	6	4	2	1	1	3	1	28
イギリス	2	2	5		2	7	2	5	1	1	27
中国	5		2		1			1		1	10
カナダ		2	1		2		2	1	1	1	10
ニュージーランド	1		2							1	4
フランス	2	1						1			4
マレーシア			1	2							3
フィリピン			1						1		2
ギリシャ							1	1			2
ドイツ		1						1			2
韓国						1		1			2
シンガポール		1	1								2
インド	1	1									2
アイルランド									1		1
フィンランド							1				1
イスラエル							1				1
タイ			1								1
ロシア			1								1
不明	1	1									2
雇用総数	42	27	51	25	22	16	16	22	12	19	252

【注】 1. 国名で日本とあるのは、日本国籍で外国の弁護士資格を持つ者という意味である。

2. 雇用人数は、雇用年月日を基準にしたもの。雇用終了については、集計していないので雇用総数は2007年3月31日現在の雇用数とは一致しない。

2. 資格取得国別一覧

資格取得国別では、アメリカの数が前述の国籍別よりも上回っており、同国における資格取得者の多さを物語っている。以下、イギリス、オーストラリアと続いている。

(2007年4月1日現在)

資格取得国	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	雇用総数
アメリカ	24	14	32	16	13	6	11	11	6	13	146
イギリス	4	4	7	2	3	7	4	7	2	3	43
オーストラリア	3	4	4	6	5	2	1	1	3	1	30
中国	5		2		1			1		1	10
カナダ	1	2	1	1	1					1	7
香港	2	1	2				1				6
ニュージーランド	1		2								3
フランス	2	1									3
フィリピン			1						1		2
韓国						1		1			2
マレーシア			1	1							2
インド	1	1									2
ドイツ								1			1
ベルギー								1			1
タイ			1								1
ロシア			1								1
シンガポール			1								1
不明		1									1
雇用総数	43	28	55	26	23	16	17	23	12	19	262

【注】 1. 雇用人数については、前頁「1. 国籍別一覧」の【注】2に同じ。

2. 同一人物が複数の国の資格を有する場合がありますので、前頁「1. 国籍別一覧」の雇用数とは一致しない。

1-3 外国法事務弁護士等の実勢

5 外国法事務弁護士による弁護士の雇用状況

外弁法の一部改正（2005年4月1日施行）により、外国法事務弁護士による弁護士の雇用が解禁され、その代わりに、弁護士を雇用しようとする外国法事務弁護士に対し日本弁護士連合会に対する届出義務を課した（改正外弁法第49条の3）。その届出状況は以下のとおりである。

(2007年4月1日現在)

事務所No	事務所全体人数	雇用者数	被雇用弁護士数	被雇用外弁数
1	2	1	0	1
2	47	3	28	5
3	8	4	0	2
4	41	6	0	3
5	23	7	0	22
6	5	2	3	1
7	8	1	3	0
8	18	11	0	1
9	1	1	0	1
10	2	1	1	0
11	2	1	1	0

【注】事務所の全体人数より、雇用者数、被雇用弁護士数、被雇用外弁数の合計数のほうが多い事務所があるのは、雇用終了等の届出時期にずれがあり、全体人数に反映されていないものがあるためである。

6 世界のロー・ファームと日本進出

司法の世界でも国際化の波が日本に押し寄せてきており、世界の大ロー・ファームが日本に進出している。次の表は、世界のトップ50（人数順）のロー・ファームのうち、当該外国法事務弁護士が我が国の弁護士と外国法共同事業をしているロー・ファームについてまとめたものである。

（共同事業については、2007年4月1日現在）

ランク	事務所名(所在地)	弁護士数	事務所所在国数	本拠地域外の 弁護士の割合
1	Baker & McKenzie International (U.S.)	2,975	38	82%
2	Clifford Chance International (U.K.)	2,432	19	63%
3	Jones Day National (U.S.)	2,178	14	24%
4	Linklaters International (U.K.)	2,072	23	61%
5	Freshfields Bruckhaus Deringer International (U.K.)	2,013	18	64%
6	White & Case International (U.S.)	1,783	24	58%
8	Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom New York	1,699	12	13%
9	Latham & Watkins National (U.S.)	1,668	10	21%
10	DLA Piper Europe National (U.K.)	1,573	21	34%
12	Sidley & Austin Brown & Wood National (U.S.)	1,495	7	13%
19	Morgan, Lewis, & Bockius National (U.S.)	1,175	6	6%
25	Morrison & Foerster San Francisco	986	5	13%
26	O'Melveny & Myers Los Angeles	977	5	7%
35	Paul, Hastings, Janofsky, Walker National (U.S.)	871	6	18%

- 【注】 1. 上記一覧表における数値及びランクは、"The Global 100", The American Lawyer (October 2006) p. 139によるものである。
2. 上記のロー・ファームは世界のトップ50(人数順)のロー・ファームのうち、日弁連に共同事業の届出がなされている事務所名称と同一と考えられるロー・ファームについてまとめたものである。

別紙 弁護士法人の概要

弁護士法人は、弁護士法により設立が認められている法人で、社員が弁護士のみで構成され、弁護士法3条の弁護士の業務を法人が受任してその業務を遂行することができる法人です。

弁護士法人は、社員である弁護士の人的信用に着目した法人であることから、合名会社に似た構造になっており、社員は原則として全員が業務執行権を持つとともに、対外的民事責任も原則として全員が無限連帯責任を負います。主たる事務所の外に従たる事務所を設置出来ることが特色の一つです。

(1) 設立

弁護士法人は、弁護士が定款を定め、設立の登記をすることによって成立します（30条の8、同条の9）。

(2) 入会

弁護士法人は、設立と同時に主事務所の所在する地域の弁護士会の会員になります（36条の2、1項）。

(3) 名称

弁護士法人は、名称中に弁護士法人という名称を使用しなければなりません（30条の3）。

(4) 社員の資格、権利義務

弁護士法人の社員は、弁護士に限ります（30条の4、1項）。

弁護士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負います（30条の12）。

(5) 社員の人数

社員の人数に規制がないので一人法人も認められます。

(6) 業務の範囲

弁護士法3条の弁護士の本来の業務のほか、定款に定めることにより、法務省令で定める業務を行うことができます（30条の5）。

(7) 受任業務の遂行方法

原則として、弁護士法人が受任事件の業務を遂行します。

(8) 指定制度

弁護士法人は、受任事件の担当社員である指定社員を指定することができます（30条の14、1項）。指定社員が指定された特定事件は、業務執行については指定社員のみが業務執行する権利を有し、義務を負います（30条の14、2項）。

(9) 社員の責任

社員は、弁護士法人が債務を完済できないときは、法人の債務につき、各社員連帯して弁済する責任を負います。ただし、特定事件につき、指定社員が指定されたときは、指定社員に限り連帯責任を負います（30条の15）。

(10) 社員の常駐

弁護士法人は、法律事務所に社員を常駐させなければなりません（30条の17本文）。

(11) 従事務所

弁護士法人は、従事務所を設ける事ができます（30条の17但書）。

(12) 特定事件の業務制限

弁護士法人は、利益相反する特定事件について、一定の要件のもとに業務を行うことが禁止されます（30条の18）。

(13) 解散

弁護士法人は、定款に定める理由の発生、総社員の同意・解散を命じる裁判、社員の欠亡等により解散します（30条の23）。

(14) 継続

清算人は、社員の死亡により社員の欠亡に至ったときは、新たに社員を加入させて弁護士法人を継続することができます（30条の24）。

(15) 解散命令

法務大臣、社員、債権者その他の利害関係人は、裁判所に解散を命じる裁判を請求することができますが、法務大臣が請求しようとする場合は、日弁連の意見を聴かなければなりません（30条の25）。

(16) 懲戒

弁護士法人の懲戒は、次の4種です（57条2項）。

戒告

2年以内の弁護士法人の業務の停止またはその法律事務所の業務の停止

退会命令（従たる事務所のみ）

除名（主たる事務所のみ）

以 上

2008年7月17日

外国法事務弁護士の法人化及び複数事務所設置に関するヒアリング調査報告について

日本弁護士連合会は、日米規制改革イニシアティブに基づく法務省からの要請で、2006年秋に外国法事務弁護士の法人化及び複数事務所設置に関するニーズ情報を得るためのヒアリング調査を行い、その結果を別紙報告書(2007年1月12日付け)にまとめ、法務省に提出した。その概要は以下の通りである。

調査目的、実施方法等

大中小規模の計10カ所の事務所に対しヒアリング。聴取項目はおおむね以下の通り：

- 法人化が認められた場合、法人を設立する意向があるか。
 - 法人化が認められた場合、法人化したうえで支所を設置する意向があるか。
 - 法人化をせずに支所を設置することが認められた場合、支所設置の意向があるか。
- など。

すなわち、外国法事務弁護士法人制度についてのニーズ、及び法人制度を介さない支所設置のニーズ、の2点のニーズ調査に資するものとして行われた。

調査の結果の総括

別紙調査報告書 調査結果の項(2頁～6頁参照)。ヒアリングの結果を要約してそのまま記載。

これについて、上記の目的に照らして、分析を加えたものが、別紙調査報告書 調査結果の総括(6頁～7頁)である。大要以下のような総括がなされている。

外国法事務弁護士法人制度についてのニーズについては：

対象10事務所中、1事務所のみが設立の意向ありと回答、4事務所が条件・状況次第と受け取れる回答。ニーズはそれほどはっきりあるとは認められない。

法人設立が認められた場合、支所を設置する意向ありと回答したのは1事務所であった。

法人制度を介さない支所設置のニーズについては：

対象10事務所中、1事務所が明確に意向ありと回答、2事務所ができれば設置したい・条件次第で設置したいとの意向。それほど切実なニーズは認められない、あるいは少なくとも設置したいとしている事務所についても、なぜ法人設立を回避しなければならぬかについての合理的理由は本調査からは明確には認められなかった。

以上

2007年1月12日

外国法事務弁護士の法人化及び複数事務所設置に関するヒアリング調査報告書

本件調査の目的及び実施概要

本件調査は、日米規制改革イニシアティブに関し、外国法事務弁護士についても弁護士同様専門職法人制度を認めるかどうか、外国弁護士及び外国法事務弁護士について、専門職法人を設立せずに、支所設置を認めるかどうかについて、日本政府（法務省）の要請に基づき、日本で活動する外国法事務弁護士のニーズ等を調査するものである。2005年4月の法改正により外国法事務弁護士と弁護士の共同事業及び外国法事務弁護士による弁護士雇用が認められ、外国法事務弁護士の業務については大幅な自由化が実現したが、弁護士法人に相当する制度は、現在も外国法事務弁護士には認められておらず、よって支所設置も認められていない。この現状を前提として、上記について、内外平等化の観点及び弁護士制度全体の観点から慎重な検討を要することを念頭に置きつつ、今後の日本弁護士連合会（以下「日弁連」）内及び政府における制度検討の資料に供するため、極力客観的かつ意味のあるニーズ情報を得ることを目的としたものである。

調査方法としては、規模に応じて任意抽出した10カ所の英米系外国法事務弁護士事務所（所属する外国法事務弁護士が10名以上の大規模事務所4ヶ所、5名以上の中規模事務所4ヶ所、5名未満の小規模事務所2ヶ所 全て東京在籍事務所）を対象として、事前に会長名での依頼状（添付資料a）、意向回答書（添付資料b）及びヒアリング質問項目書（添付資料c）を送付し、協力意向を確認した上で、協力を申し出た事務所に対し、日弁連担当者が直接面談し、ヒアリング質問事項への回答を聴取するというヒアリング（面接）形式を採用した。

本件調査は、対象者が弁護士法人制度を正確に理解していることを前提とするため、ヒアリング質問項目書の送付に際しては、弁護士法人制度の概要説明書を添付している。ただし、回答にあたって（特に質問項目2、3、4）対象事務所がどれだけ弁護士法人制度を理解しその適用を深く検討した上での回答であるかについては、保証の限りではない。

なお、具体的な個々の回答がいずれの調査対象先事務所から聴取した内容であるのかは、本件面談調査に従事した日弁連外国弁護士及び国際法律業務委員会の担当委員及び日弁連の担当役職員限りでの秘密厳守としたため、本報告においても、対象事務所名を便宜的に「AないしJ」との符号でのみ表記し、情報源が特定できない形をとった。

調査結果

調査協力を依頼した10事務所のうち、8事務所が面談調査に応じたが、1事務所は法人化及び支所設置のいずれについてもニーズがないとの理由で一切の回答を謝絶し、また、1事務所は同じくかかるニーズがない旨の回答を書面で返答したのみで面談調査を謝絶した。

面談調査に応じた8事務所からの聴取結果について、その詳細は、本報告書添付の事務所ごとのヒアリング結果要旨及び結果集計表のとおりである。

かかるヒアリング結果を踏まえ、これら面談調査に応じた8事務所と面談調査を謝絶した2事務所を併せて、調査対象事務所における外弁法人化及び複数事務所設置に関するニーズをまとめると、以下のとおりである。

1 現状で、貴事務所で、所属する外国法事務弁護士が、事務所所在地（本拠地）以外の都道府県へ継続的・定期的に現地出張を要する案件は、どの程度ありますか。

（前注）

ヒアリング質問項目では、暫定的に「多い」「少ない」「非常に少ない」という回答肢を用意した。しかし、これらは多分に主観的・評価的であり、むしろどれくらいの頻度で出張等があるかを直截に記載するのが適切と判断した。従って、本報告書及び添付要旨結果集計表においては、質問項目の回答肢に沿った分類は、あえてしていない。

- ・ 事務所全体で年40～50回程度（日本弁護士も含めて）
- ・ 1人あたり月1回、各1～7日程度
- ・ 事務所全体で月2～3回程度（出張するのは日本弁護士が主）
- ・ 事務所全体で年6回程度
- ・ 事務所全体で2ヶ月に1回、年に数回程度
- ・ 1人あたり月1回、各2日程度
- ・ 事務所全体で月1回あるかないか（外弁が行くことは少ない）
- ・ 事務所全体で年5回程度
- ・ 現在なし
- ・ （無回答）

1-2 その出張先が特定の都道府県であれば、どの都道府県であるかをお教えてください。また、現地出張を要する案件の売上げが貴事務所の売上げ全体において占める割合はどのくらいですか。

出張先

- ・ 関西地区の主要都市（大阪，神戸，京都）
- ・ そのほか名古屋，福岡，静岡との回答あり。

売上割合

- ・ 1事務所のみから「事務所全体の1割程度」との回答。他は回答なし。

2 外国法事務弁護士による「弁護士法人」（別紙の概要をご参照ください）と同様の法人（以下「外国法事務弁護士法人」とします）を設立が認められた場合には，これを設立したいという意向がありますか。その理由は。

（前注）

ヒアリング質問項目では，暫定的に「はい」「いいえ」「わからない」という回答肢を用意した。しかし，添付要旨結果集計表を見れば分かる通り，質問に対する肯定的な回答，否定的な回答の中でもそれぞれかなりニュアンスに差がある。従って，調査結果を無理にこれら回答肢のいずれかに分類することはむしろミスリーディングになると判断し，本報告書及び添付要旨結果集計表においては，ヒアリングの要旨のみをそのまま記載することとした。

問3，問4においても同様である。特に，問4においては，問自体が仮定的であり，問2，問3の回答をひきずっていると見られる回答も散見されるため，これを「はい」「いいえ」「わからない」に分類してその結果だけをとりあげることは適切でないとする。

- ・ 本国の所属事業体では，税務上の問題などから，進出先では現地法制上の要求がない限り現地法人を設置しない方針をとっているため，設立する意向はない。（なお，単独で開業している外弁には法人化は魅力がありうると聞いている。）
- ・ 現在の日本弁護士との共同事業という事務所組織がうまく機能しているため，その事務所組織を変更せずにできるならやりたいが，今の弁護士法人と同じ形態では，外弁と日本弁護士との共同事業ができないことになるので，躊躇する。
- ・ 有利な点と不利な点があり，有利な点としては法人としての契約が可能となる点，信用性や信頼性の点，年金管理などの点があり，不利な点としては税務関係で交際費が認められにくくなる点があり，前向きには考えたいものの，検討すべき課題が多く，法人化するかどうかは未定。
- ・ 有限責任が認められておらず，LLP支所として法律業務ができないため，設立の意向はない。
- ・ 支所を設けるつもりはないが，現在の組合形態による日常業務上の不都合を解決できるメリット（例えば代表者交代時にも銀行口座を継続的に維持できることなど）があると考えており，設立したい。
- ・ 二重課税を上回る利益が見込めるのであれば設立を希望するかもしれないが，現時点ではその検討ができていないので，設立を希望するかどうか分からない。

- ・ 検討はするが、社会保険等を考えるとコスト増になるので法人化は難しい
- ・ 法人化しても有限責任・税務面での利点がない。支所設置が可能となることのみが弁護士法人の利点と理解しているが、支所設置の必要はないので、法人化は考えない。
- ・ 分からない。
- ・ (無回答)

3 外国法事務弁護士法人の設立が認められた場合には、弁護士法人と同様に、支所の設置が一定の条件のもとで認められることとなります。この場合、貴事務所は、法人化をした上で支所を設置する意向がありますか。その理由は。

(問2の前注参照)

- ・ そもそも法人化はしない方針なので、法人化しての支所設置をする意向はない。
- ・ 現在の日本弁護士との共同事業という事務所形態を変えずに法人化できるならば考えたいが、そうでないならば躊躇する。
- ・ パートナーシステムでできるのであれば、前向きに考えたい。
- ・ 東京以外に仕事がなく、あっても出張で十分対応できるし、そもそも東京以外の都市での仕事を獲得しようとしていないので、法人化して支所を設置する意向はない。
- ・ 日本は交通が発達しておりどこでも当日中には到着できるので、特に支所を設けなければならないという必要はない。新しいオフィスを設けなければだめだという強いニーズが明らかにならない限り支所を設ける予定はない。現状ではオフィスを設置したい場所は東京以外にはない。
- ・ 二重課税を上回る利益が見込めるなら法人設立した上での支所を設立するかもしれないが、現状ではそうした利益が見込めるか検討ができていない。外弁法人が制度化されたら検討したい。
- ・ オフィスを設置するのは東京だけで十分間に合うし、出張すれば十分。支所を設置するとすれば大阪であろうが、大阪は地盤沈下が激しいのでその必要性がなくなってきた。
- ・ 依頼者がほとんど東京にいるので支所の必要がない。
- ・ 支所設置の意向はない。
- ・ (無回答)

4 仮に法人化をせずに支所を設置しようとなった場合には、支所を設置する意向がありますか。その理由は。

- ・ (問2の前注参照) 税務分野で競争関係にある大手会計事務所は各地に支所があるので、これとの競争上、大阪・神戸地区に支所を設置する必要性を感じている。対

中国業務の拠点とする可能性もある。所属事業体では法制上の要求がない限り各国単位での法人化をしない方針なので、法人化せずに支所設置したい。

- ・ 出張ベースで業務を行っている者が多いので、日本弁護士との共同事業という事務所組織を変えないで法人化せずに支所を設定できればより良い。
- ・ 前向きには考えたいが、現状では分からない。
- ・ 東京以外に仕事がなく、あっても出張で十分対応できるので、支所を設置する意向はない。
- ・ 日本は交通が発達しておりどこでも当日中には到着できるので支所を設ける必要がない。現在においてオフィスを設置したい場所は東京以外にない。
- ・ この方法が一番望ましい。現在の事務所形態のままで支所を設置できるほうがよい。
- ・ 東京だけで十分間に合うし、出張すれば十分。設置するとすれば大阪であろうが、大阪は地盤沈下が激しいのでその必要性がなくなっている。
- ・ 依頼者がほとんどすべて東京にいるので支所の必要がない。ただ、ビル事情により東京のなかで一時的にオフィスの近くに別室を設けることは許されると理解している。
- ・ 分からない。
- ・ (無回答)

5 (支所設置に積極的な回答をした事務所に対して) 貴事務所は、本拠地以外のいずれの都市に、外国法事務弁護士が執務する支所を設置しますか。なぜその都市に支所を設ける必要があるのですか。その都市に対して出張することで対応できない理由は何でしょうか。

- ・ 大阪。クライアントへの利便性を高めることと、大手会計事務所との競争上の必要性があるため。
- ・ 大阪であるが、京都と名古屋も可能性あり。クライアントとのコミュニケーションを大事にするため。
- ・ 大阪又は関西地区のいずれかの都市。クライアントサービス向上には出張対応よりも現地に常駐するほうが理想的であり、クライアントサティスファクションにつながるため。

6 (支所設置に積極的な回答をした事務所に対して) 貴事務所が設置を考える支所の規模、人数等できるだけ具体的にご教示ください。また、そこに所属する外国法事務弁護士を何名常駐させますか。

- ・ 初めから4～5名常駐させるのは現実的ではないので、外弁と弁護士各1名ずつ程度になるのではないかと。

- ・ 検討中だが、2名をまず常駐させ、時間をかけて4 - 5名に増やしてゆきたい。
- ・ 支所を設置できる可能性が出てきた時点で考えたい。

調査結果の総括

記載のとおり、本件調査の主眼は、外国法事務弁護士法人制度についてのニーズ、及び法人制度を介さない支所設置のニーズ、の2点である。客観的な情報収集という性格上、にとりまとめたとおり、本件調査で得られた結果をそのままの形で報告する。しかしながら、同時に、日本政府における本調査結果の評価・検討の参考に供するため、日弁連としての評価も併せて伝達することが、意味ある情報の提供に資するものと考えるので、本件調査結果の総括としてコメントする。

外国法事務弁護士法人制度についてのニーズについて

「外国法事務弁護士法人制度が認められた場合に設立する意向があるか（問2）」については、はっきり意向ありと回答しているのは、対象10事務所中1事務所（E事務所）である。また、4事務所（B、C、F、I事務所）が「条件・状況次第」と受け取れる回答である。

このような回答分布を見る限り、ニーズはそれほどはっきりとあるとはいえないように思われる。

なお、何を目的として法人を設立するかであるが、「法人設立が認められた場合、法人化をした上で支所を設置する意向があるか（問3）」について、わずか1事務所（B事務所）が条件付で意向ありと回答しているのみである（同事務所は問2に対しても条件次第という回答）。問2においてははっきり法人設置の意向ありと回答した1事務所（E事務所）は、問3では逆にはっきり支所は設置しないと回答している。支所設置が認められることが法人設立の効果の一つであるが、今回の調査結果を見る限り、支所を設置するために法人を設立したいという意向は、少なくとも現時点では、明確には読み取れないように思われる。

法人制度を介さない支所設置のニーズについて

「法人化せずに支所を設置しうるとなった場合、支所設置の意向はあるか（問4）」については、ある程度明確にその意向ありと回答しているのは、対象10事務所中1事務所（A事務所）である。同事務所は、大手会計事務所との競争という具体的な事由をあげて意向ありとしている。できれば設置したい、あるいは条件次第で設置したいとするのは、2事務所（B、C事務所）である。また、1事務所（F事務所）は、支所設置の具体的ニーズ、意向は不明（問3で「人を常駐させる必要が出てくる」ことをどちらかという否定的な要素としてあげているので、支所設置の具体的ニーズ自体ありと見ることは難しいと思われる）だが、制度として「法人化しなければ支所を作れないのか疑問であり、現在の事務所形態のまま（法人化せずに）支所を設置できる方がいい」としている。4事務所（D、E、G、H事務所）がはっきりニーズなしと回答している（書面でニーズなしと回

答したJ事務所を加えると5事務所)。

以上がおおまかな回答分布であるが、問題はこれをニーズ調査の結果としてどう評価するかである。

意向ありと回答した1事務所については、問2においては、法人設立の意向なしとはっきり回答している。しかし、なぜ法人形態をとることができないのかの理由については、「本国事業体の方針」「税務上の問題」というのみで、法人形態を避けなければならない必然性は具体的に示されていない。

また、できれば設置したい、あるいは条件次第との回答と見られる2事務所については、現在の事務所形態を維持したいとの意向が一応読み取れるものの、なぜ法人形態を避けなければならないのかについての理由は示されておらず、法人設立が認められる法制のもとで、支所設置のニーズが高まった場合に、法人形態をとって支所を設置する可能性もかなりあるのではないかとも思われる。すなわち、少なくともこれら2事務所については、支所設置のニーズに対しては、法人設立を認めれば対処できる余地はあるとも考えられる。

なお、制度論として法人制度を介しない支所設置を認めるべきであるという1事務所については、制度に関する意見としてそのまま受け取るしかないが、具体的ニーズの裏づけがなく、ニーズ調査という観点からは、ニーズありとして分類することが適切かどうかについては疑問がある。

法人制度を介しない支所設置を認めるかどうかについては、外国法事務弁護士の問題にとどまらない弁護士制度全体に関わる問題であり、外国法事務弁護士のニーズだけから制度に関する政策を検討することは不適當であることは論をまたないが、外国法事務弁護士のニーズという側面からだけ見ても、その切実なニーズは認められない、あるいは少なくとも「合理的」ニーズ(法人設立を回避しなければならない合理的理由に基づいたニーズ)は、本件調査からは明確には認められないと考えられる。

以 上